加古川市公共施設等総合管理計画

平成２９年２月

加古川市

加古川市公共施設等総合管理計画
目　次

第１章　計画の背景と目的

１　背景と目的 ----------1
２　計画の位置づけ ----------2
３　計画期間 ----------2
４　対象施設 ----------2

第２章　公共施設等を取り巻く現状と課題

１　人口状況 ----------3
（１）人口の推移と見通し ----------3
（２）地域別人口の推移と見通し ----------4
２　財政状況 ----------5
（１）歳入の推移と見通し ----------5
（２）歳出の推移と見通し ----------6
３　公共施設等の総量及び更新等に係る経費の見込み ----------7
（１）公共施設 ----------7
① 保有状況
② 年度別整備状況
③ 更新等に係る経費の見込み
（２）インフラ資産 ----------11
① 道路延長の推移
② 橋梁の年度別整備状況
③ 上水道管の年度別整備状況
④ 下水道管の年度別整備状況
⑤ 更新等に係る経費の見込み
４　地域における公共施設の状況 ----------15
（１）配置状況 ----------15
（２）地域実態マップ ----------16
５　公共施設を構成する建築物の状況 ----------19
（１）規模と構造 ----------19
（２）構造躯体の評価 ----------20
（３）劣化状況 ----------21
６　公共施設の維持に関する市民意識 ----------22

第３章　公共施設におけるマネジメントの方針
１　課題解決のための考え方 ----------23
２　基本方針 ----------24
３　具体的な取組内容 ----------25
（１）「統廃合・複合化」の推進 ----------25
① 統廃合・複合化のイメージ
② 統廃合・複合化の検討フロー
（２）「長寿命化」の推進 ----------27
① 目標とする耐用年数
② 保全の考え方
③ 保全対象部位と対応手法の設定
④ 点検体制の構築
⑤ 削減効果の試算
（３）「行政改革」の取組との連携 ----------34
① 民間活力の活用
② ライフサイクルコストの削減
③ 経営目線での管理運営
④ 有料広告事業の導入
４　公共施設の総量の削減目標の設定 ----------35
５　マネジメント推進のための体制 ----------38

第４章　インフラ資産におけるマネジメントの方針
１　基本方針 ----------39
２　具体的な取組内容 ----------39
（１）道路に関する取組 ----------39
（２）橋梁に関する取組 ----------39
（３）上水道に関する取組 ----------40
（４）下水道に関する取組 ----------40

第５章　施設類型別における公共施設の方針

（１）市民文化系施設 ----------41
（２）社会教育系施設 ----------41
（３）ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設 ----------42
（４）産業系施設 ----------42
（５）学校教育施設 ----------43
（６）子育て支援施設 ----------43
（７）保健・福祉施設 ----------44
（８）行政系施設 ----------44
（９）市営住宅 ----------45
(10) 公園 ----------45
(11) 供給処理施設 ----------45
(12) その他 ----------46
(13) 複合施設 ----------46

第１章　計画の背景と目的

１　背景と目的

加古川市（以下「本市」という。）では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度経済成長期における急激な人口の増加などに伴う様々な行政需要に対応するため、多くの公共施設（学校、公民館、スポーツ施設などの建築物）やインフラ資産（道路、橋梁、上水道、下水道など）を整備してきました。これらの公共施設やインフラ資産（以下「公共施設等」という。）は、今後、一斉に大規模な改修や建て替え（以下「更新」という。）の時期を迎えることから、財政負担はますます大きくなることが予想されます。

一方、本市の人口は、近年まで増加傾向にありましたが、平成 24 年 12 月をピークに減少に転じ、今後も更なる減少が見込まれています。また、高齢人口（65 歳以上）の割合の増加や生産年齢人口（15～64 歳）の割合の減少も見込まれることから、地域福祉サービスの維持に必要となる扶助費*などの増加と税収の減少による厳しい財政状況が見込まれています。

また、人口減少や少子高齢化の進行に伴い、将来における人口規模や年齢構成が変化することから、公共施設等に対する市民のニーズや最適なあり方は、建設した当時と比べて変わってくることが予想されます。

このような状況の中、必要となる行政サービスの質や量を確保しつつ、老朽化した公共施設等の管理運営や更新を着実に実施していくことは、全国の自治体で大きな課題となっています。このため、平成 26 年 4 月に総務大臣から全国の自治体に向けて、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現するための計画として、「公共施設等総合管理計画」を策定するよう要請がなされました。

そこで、本市では、公共施設等の現状と課題を踏まえながら将来を見据え、公共施設等の更新や配置に関する基本的な方針を取りまとめた「加古川市公共施設等総合管理計画」（以下「本計画」という。）を策定し、次世代に負担を残すことなく安定した行政サービスを提供していくことを目指します。

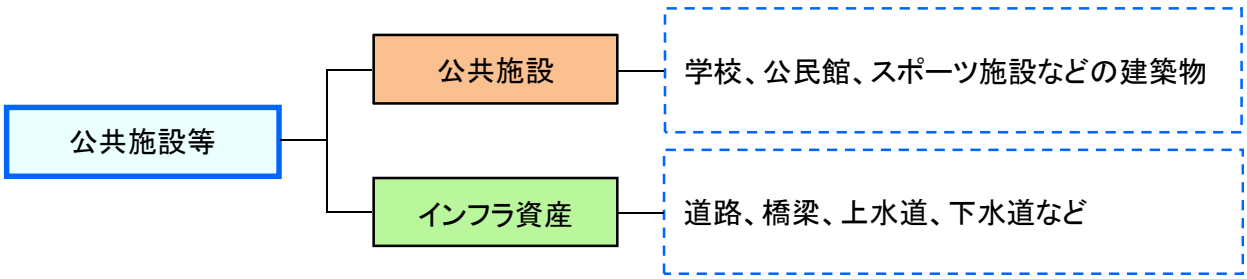

＊扶助費：地方公共団体が生活保護法、児童福祉法、老人福祉法などに基づいて支給する費用及び地方公共団体が単独で行う各種扶助の経費。

2　計画の位置づけ

本計画は、本市における公共施設等の更新や配置に関する基本的な方針を示すものとして位置づけます。

また、本市の上位計画である「加古川市総合計画」に基づく、各政策分野における公共施設等に関する取組や個別施設等に関する計画（加古川市橋梁長寿命化修繕計画、加古川市水道ビジョンなど）を横断的に捉えた指針として提示するものです。

加えて、「加古川市行政改革実行プラン」における公共施設等に関する取組と連携を図るとともに、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するための指針である「加古川市中期財政計画」とも調整しながら、本計画を推進します。

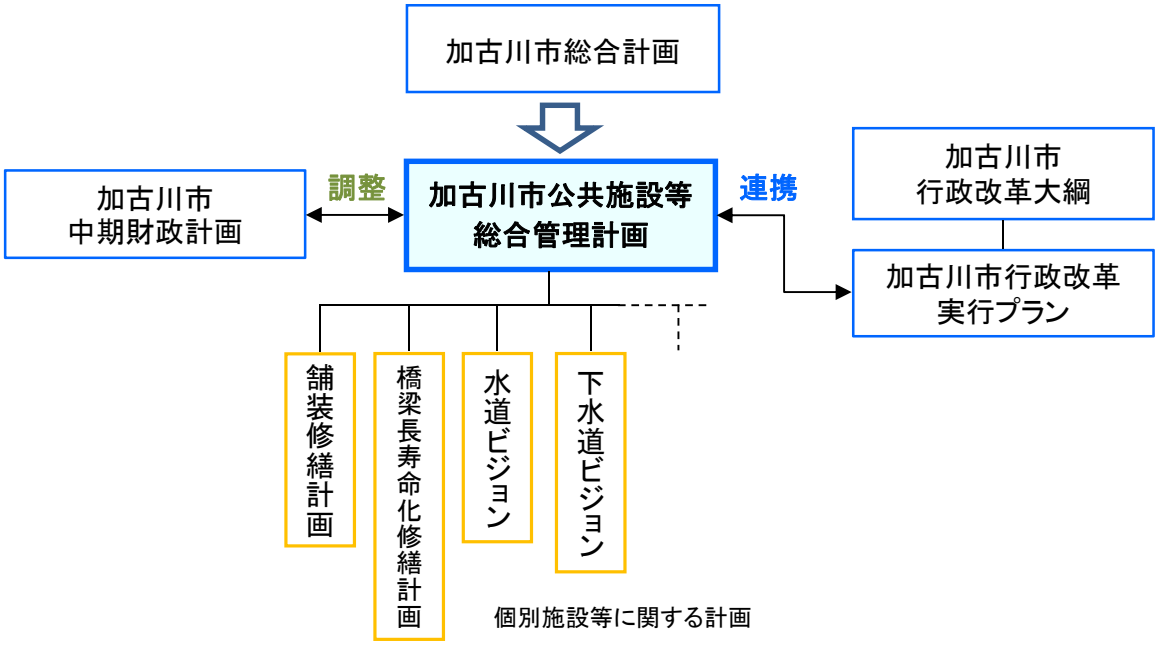

3　計画期間

計画期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

4　対象施設

本市が保有するすべての公共施設及びインフラ資産を対象とします。

分　類			総　量			
公共施設	建築物		426施設	1,619棟	（延べ床面積）	688,458㎡
インフラ資産	道路		（総延長）	1,109,832m	（道路敷地面積）	6,160,051㎡
	橋梁		872橋	6,514m	（橋梁面積）	38,669㎡
	上水道	管	（総延長）	1,093,196m		
		建築物	14施設	37棟	（延べ床面積）	11,149㎡
	下水道	管	（総延長）	1,097,899m		
		建築物	8施設	8棟	（延べ床面積）	8,230㎡

（平成 27 年 3 月 31 日時点）

第２章　公共施設等を取り巻く現状と課題

１　人口状況

（１）人口の推移と見通し

本市の人口は昭和 40 年頃から急激に増加し、その後も緩やかな増加傾向が続いていましたが、平成 24 年 12 月をピークに減少に転じ、今後も、人口減少や少子高齢化は一層進行することが見込まれます。そこで、本市では、人口の現状を分析し、目指すべき将来の方向性と人口の将来展望を提示するため、「加古川市人口ビジョン」を策定するとともに、人口減少を克服し、将来にわたって持続可能な地域を実現するための戦略として、「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生*に取り組んでいるところです。

しかしながら、人口減少を克服するための様々な取組を実施しても、平成 22 年に約 26.7 万人だった人口は、平成 67 年には約 3.8 万人（14%）減少し、約 22.9 万人となることが見込まれます。

また、人口の年齢構成を見ると、平成 22 年に 64%だった生産年齢人口（15～64 歳）の割合は平成 67 年には 53%まで低下し、平成 22 年に 21%だった高齢人口（65 歳以上）の割合は平成 67 年には 32%まで上昇することが見込まれます。

このように、人口減少と少子高齢化を完全に止めることは難しく、扶助費などの増加や税収の減少、公共施設等に対する市民ニーズの変化は、避けることができない課題となります。

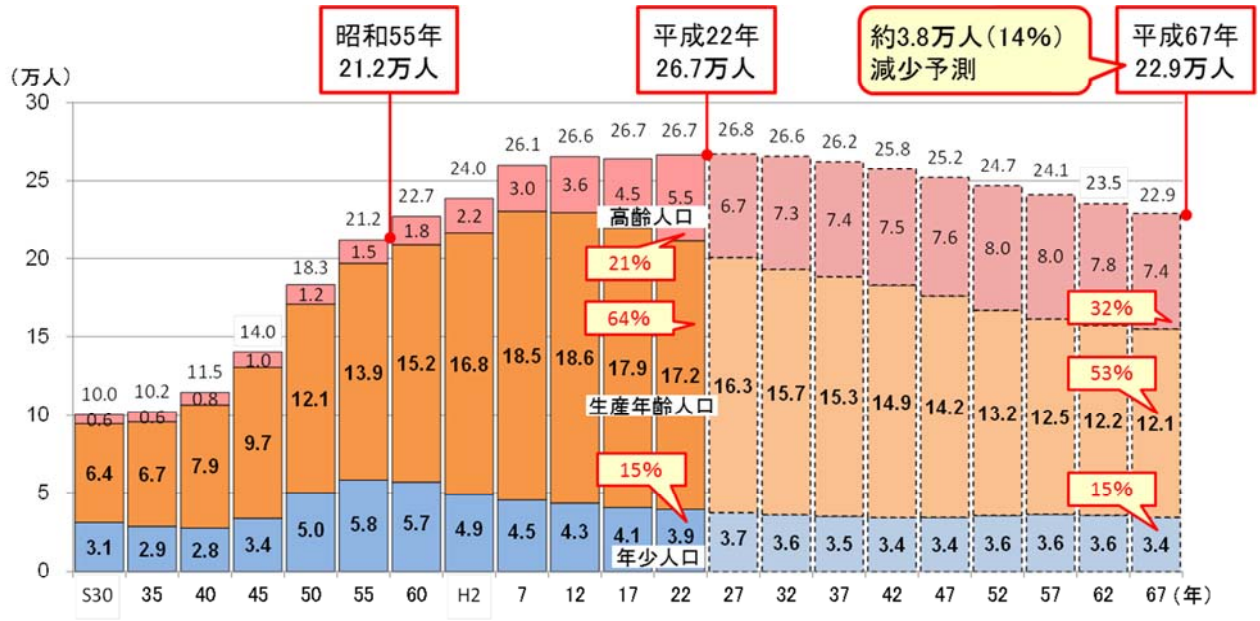

※平成 22 年までの推移は国勢調査、平成 27 年以降における推計は加古川市人口ビジョンに基づき作成しています。

※平成 27 年国勢調査における人口は 267,435 人となっています。

＊地方創生：人口の減少に歯止めをかけるとともに、住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある地域社会をつくるための取組。

（２）地域別人口の推移と見通し

地域別の人口を、社会的、地理的、歴史的特性などにより設置されている市民センターにあわせて、９地域に区分して整理しました。

昭和 55 年から平成 27 年までの 35 年間で、本市の総人口は約 21.2 万人から約 26.8 万人と、約 26%増加しています。これを地域別に見ると、南部に位置する加古川・野口・平岡・尾上・別府地域の人口は 30%以上増加した一方で、北部に位置する地域のうち両荘・志方地域の人口は 20%以上減少しています。また、北部に位置する地域の高齢化率*は南部に位置する地域に比べて高く、30%から 35%となっています。

平成 27 年から平成 32 年までの５年間の地域別人口の推移を「加古川市総合基本計画」で見ると、平成 27 年までは明確な増加傾向にあった加古川・野口・平岡・尾上・別府地域の人口は微増又は微減へと変化する一方で、加古川北・両荘・志方地域では更なる人口の減少が見込まれます。また、全ての地域で高齢化が進行しますが、引き続き北部に位置する地域の高齢化率は南部に位置する地域に比べて高い見通しとなっています。

このように、将来人口の見通しや高齢化の進行については地域によって大きく異なりますが、本市全体としては人口減少や高齢化率の更なる上昇が続き、特に北部に位置する地域においては、その傾向が目立つものと予想されます。

地域別人口の推移

（昭和 55 年から平成 27 年までの 35 年間）　　（平成 27 年から平成 32 年までの 5 年間）

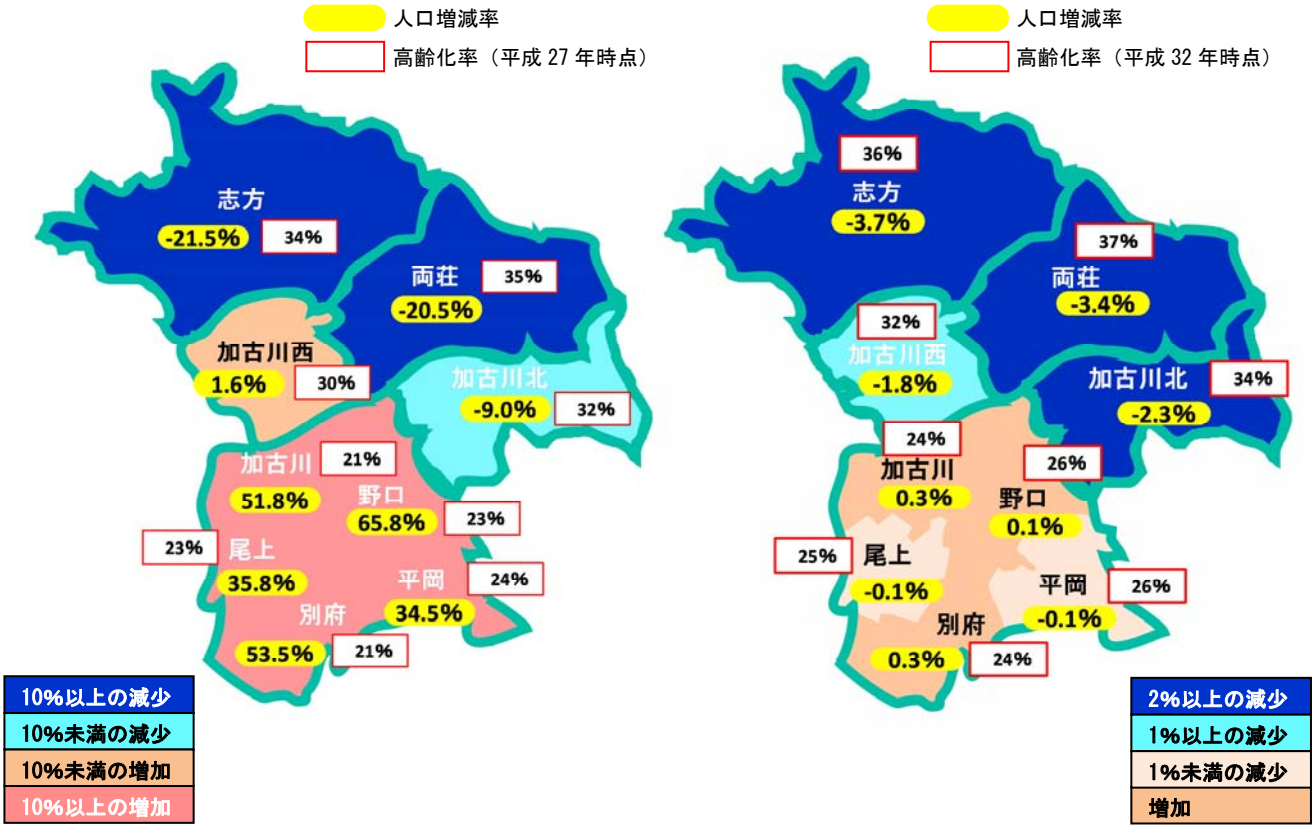

※昭和 55 年から平成 22 年までの国勢調査、加古川市総合基本計画に基づき作成しています。

＊高齢化率：65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。

２　財政状況

（１）歳入の推移と見通し

本市の平成 27 年度決算における一般会計の歳入は約 788 億円となっており、平成 22 年度から加古川市中期財政計画において財政状況の見通しを示している平成 37 年度までの間、ほぼ横ばいで推移しています。平成 27 年度の市税収入は約 388 億円で歳入全体のおよそ半分を占めており、その割合に大きな変化は見られません。平成 38 年度以降についても、抜本的な税制改正や大規模な景気拡大等がない限り、大幅に歳入が増えることは期待できません。また、主な納税者である生産年齢人口（15～64 歳）が減少する見込みであることから、今後、市税収入の減少が予想されます。

歳入の状況

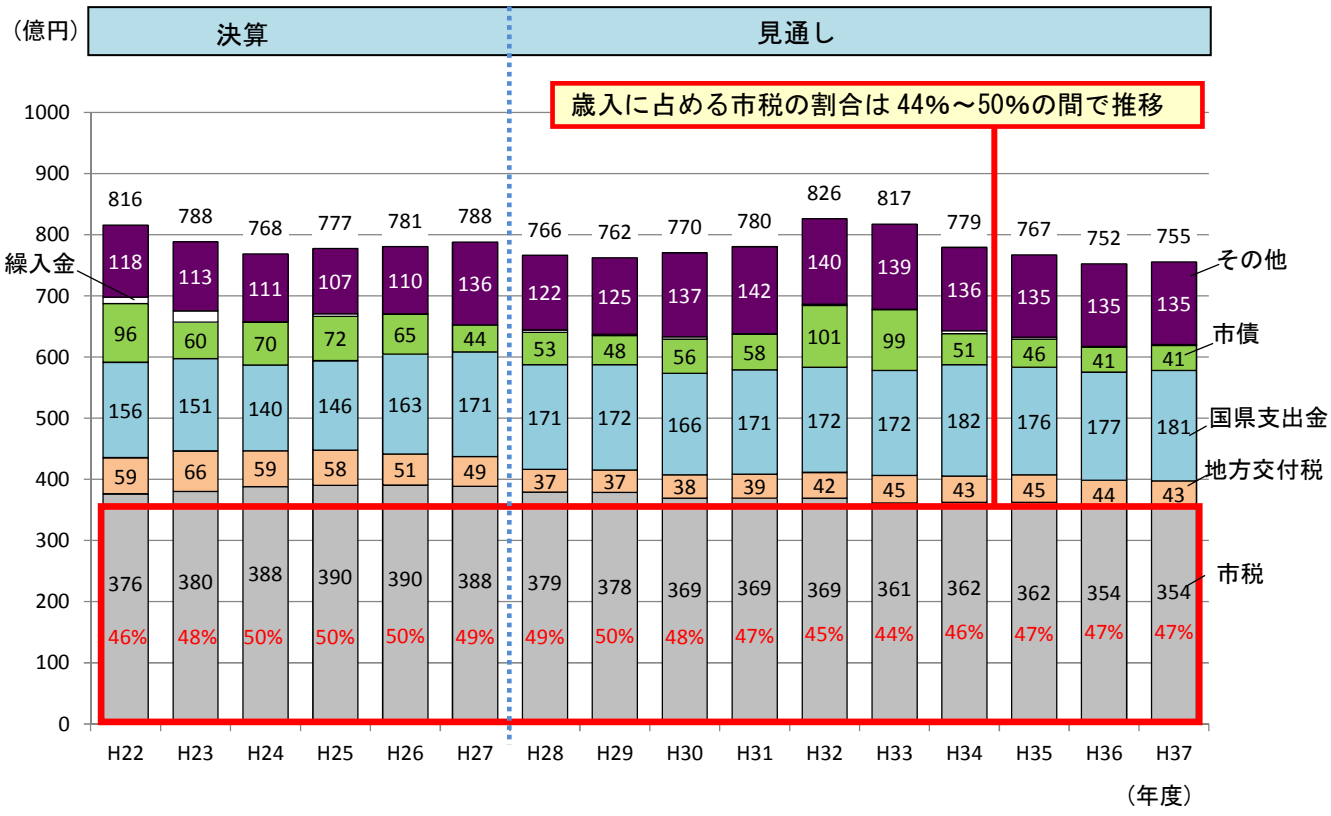

※平成 22 年度から平成 27 年度までは決算、平成 28 年度から平成 37 年度までは加古川市中期財政計画に基づき作成しています。

＊一般会計：会計区分のうち、市町村の基本的な施策を行うための会計。

（２）歳出の推移と見通し

本市の平成２７年度決算における一般会計の歳出は約 781 億円となっており、平成 22 年度から加古川市中期財政計画において財政状況の見通しを示している平成 37 年度までの間、ほぼ横ばいで推移しています。しかしながら、扶助費の占める割合は、年々増加する傾向にあり、高齢人口（65 歳以上）の割合も引き続き、増加する見込みであることから、平成 38 年度以降についても、扶助費の占める割合の増加が見込まれます。また、経常収支比率*は約 90%と高い割合で推移しており、財政は硬直化している状態であることから、公共施設等に係る経費を捻出することは困難な状況です。

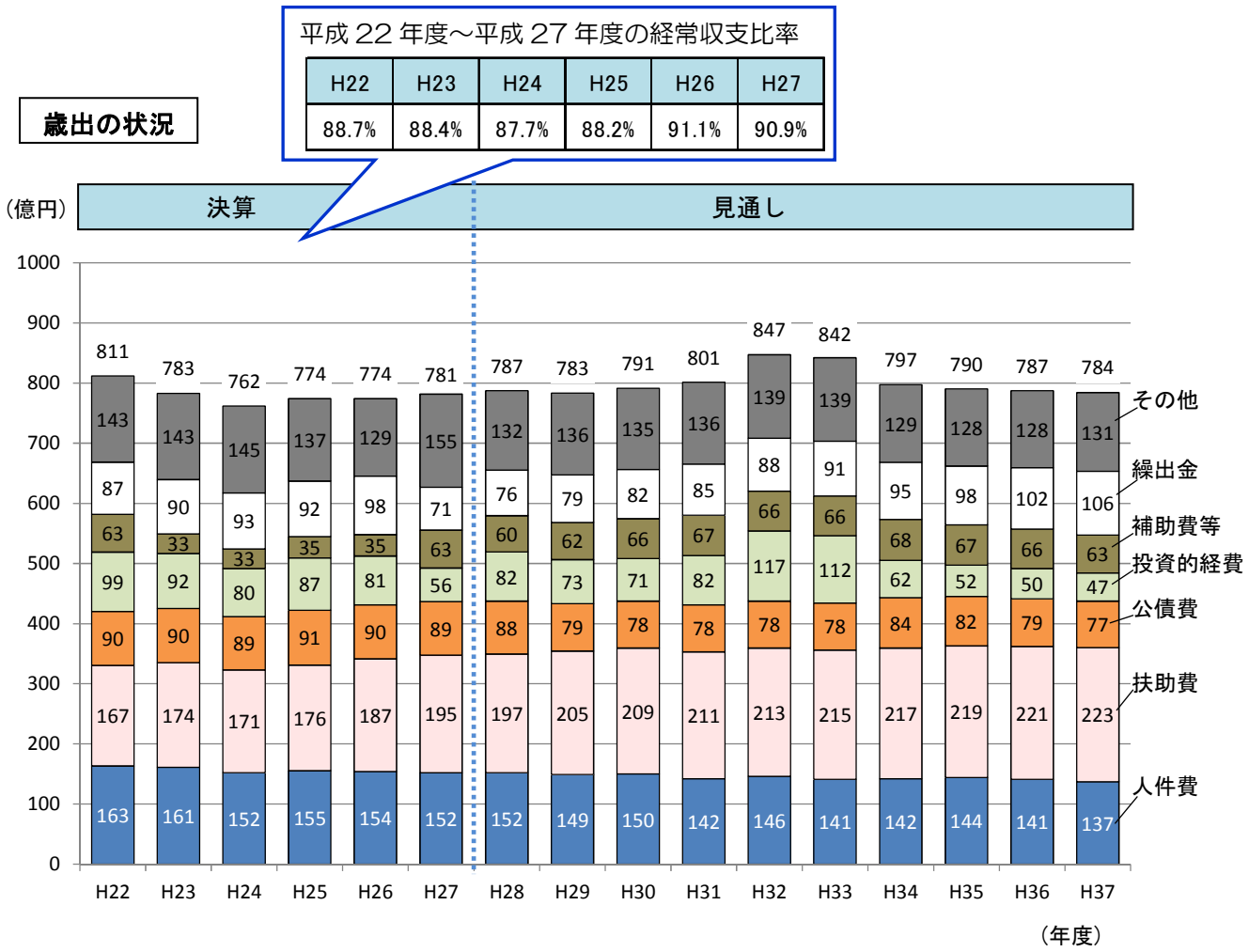

※平成 22 年度から平成 27 年度までは決算、平成 28 年度から平成 37 年度までは加古川市中期財政計画に基づき作成しています。

＊経常収支比率：人件費や扶助費、公債費などの義務的な性格の経常経費に対して、地方税や地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源収入がどれだけ充当されたかを示す比率のこと。この比率が高いほど、財政が硬直化している（柔軟性が低い）ことを示す。

3　公共施設等の総量及び更新等に係る経費の見込み

（１）公共施設

①　保有状況

本市が保有する公共施設（上下水道施設を含む。）の延べ床面積は、合計で約 70.8 万㎡あります。これは市民１人当たり約 2.66 ㎡の公共施設を保有していることになります。全国の自治体の平均値は、１人当たり約 3.74 ㎡となっており、本市は過剰な公共施設を保有している状況とまでは言えません。しかしながら、本市と同じ施行時特例市のうち、平成の大合併を行っていない自治体の平均値は、１人当たり約 2.43 ㎡となっており、比較するとやや多い状況にあります（総務省「平成 25 年度公共施設状況調経年比較表」を基に算出）。

本市が保有する公共施設の延べ床面積を施設類型別に見ると、半数近くは学校教育施設が占めており、続いて行政系施設、市営住宅が多くなっています。

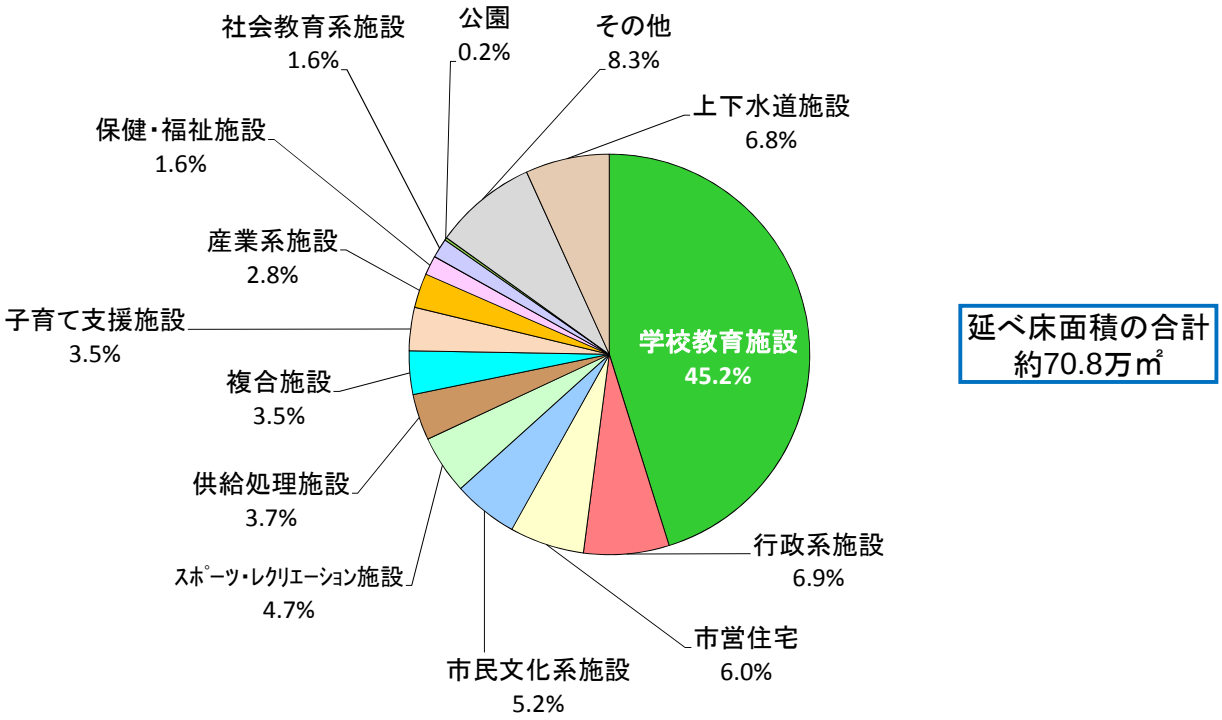

※上下水道施設を含む全ての建築物を対象として作成しています。

本市が保有する公共施設は、以下のとおりです。

大分類		小分類		施設例	施設数	棟数	延床面積（㎡）
1	市民文化系施設 30施設　36,785㎡	1	公民館	公民館	12	45	16,114
		2	公民館以外の集会施設	国際交流センター、勤労会館、青少年女性センター、地区公民館	16	25	10,716
		3	文化施設	市民会館、人権文化センター	2	5	9,955
2	社会教育系施設 8施設　11,556㎡	4	図書館	中央図書館、加古川図書館	2	4	5,272
		5	博物館・その他の社会教育施設	松風ギャラリー、少年自然の家	6	35	6,284
3	ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設 41施設　34,997㎡	6	ｽﾎﾟｰﾂ施設	体育館、市民プール、野球場、陸上競技場、武道館、漕艇センター	39	61	32,710
		7	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	いずみプラザ、みとろフルーツパーク	2	11	2,287
4	産業系施設 23施設　20,571㎡	8	公設市場	公設地方卸売市場	1	24	16,665
		9	その他産業系施設	内水面漁業振興センター、農業機械格納庫	22	30	3,905
5	学校教育施設 43施設　334,787㎡	10	学校	小学校、中学校、養護学校	41	682	333,717
		11	その他教育施設	学校給食センター、少年愛護センター	2	4	1,071
6	子育て支援施設 43施設　25,920㎡	12	幼保・こども園	保育所、幼稚園	27	100	24,260
		13	幼児・児童施設	児童クラブ	16	21	1,661
7	保健・福祉施設 6施設　11,562㎡	14	福祉施設	こども療育センター、総合福祉会館、つつじ園、知的障害者総合支援センター	4	23	10,282
		15	保健施設	夜間急病センター、歯科保健センター	2	10	1,280
8	行政系施設 101施設　48,833㎡	16	庁舎等	市役所、環境美化センター	4	49	35,545
		17	市民センター等	市民センター	10	11	956
		18	消防施設	消防署、消防分署、ポンプ車車庫	64	103	9,268
		19	防災施設	防災センター、備蓄倉庫	12	16	2,506
		20	その他行政系施設	環境監視センター、測定局、日岡山公園育苗作業所	11	12	557
9	市営住宅 18施設　44,741㎡	21	市営住宅	市営住宅	18	88	44,741
10	公園 35施設　1,622㎡	22	公園附属施設	管理事務所、便所、観察小屋、倉庫	35	54	1,622
11	供給処理施設 7施設　27,406㎡	23	供給処理施設	新クリーンセンター、リサイクルセンター、尾上処理工場	7	30	27,406
12	その他 68施設　63,663㎡	24	斎場・墓園	斎場、日光山墓園	2	10	2,680
		25	駐車場	市営駐車場	1	1	10,681
		26	その他	旧水道庁舎、公衆便所、放置自転車保管所	17	34	4,692
		27	普通財産	旧東西市民病院、旧加古川総合保健センター	48	108	45,610
13	複合施設 3施設　26,013㎡	28	複合施設	ウェルネスパーク、総合文化センター、海洋文化センター	3	23	26,013
				計	426	1,619	688,458
14	上下水道施設（インフラ資産） 20施設　19,379㎡	29	上水関係施設	水道庁舎、中西条浄水場、ポンプ場	14	37	11,149
		30	下水関係施設	ポンプ場	8	8	8,230
				計	22	45	19,379
				総計	448	1,664	707,837

※詳細は「資料編：施設一覧表」をご覧ください。　（平成 27 年 3 月 31 日時点）

②　年度別整備状況

本市が保有する公共施設（上下水道施設を含む。）の延べ床面積を建築年度別に見ると、平成27年度時点で建築後30年以上経過している建築物が61.8%と半数以上を占めています。また、昭和40年代から50年代にかけての高度経済成長期における急激な人口の増加があった時期に多くの公共施設が整備された一方で、平成20年代に入ると、市民生活に必要となる公共施設がおおむね整備されたことから、新たな公共施設はほとんど建設されていません。

年度別整備状況

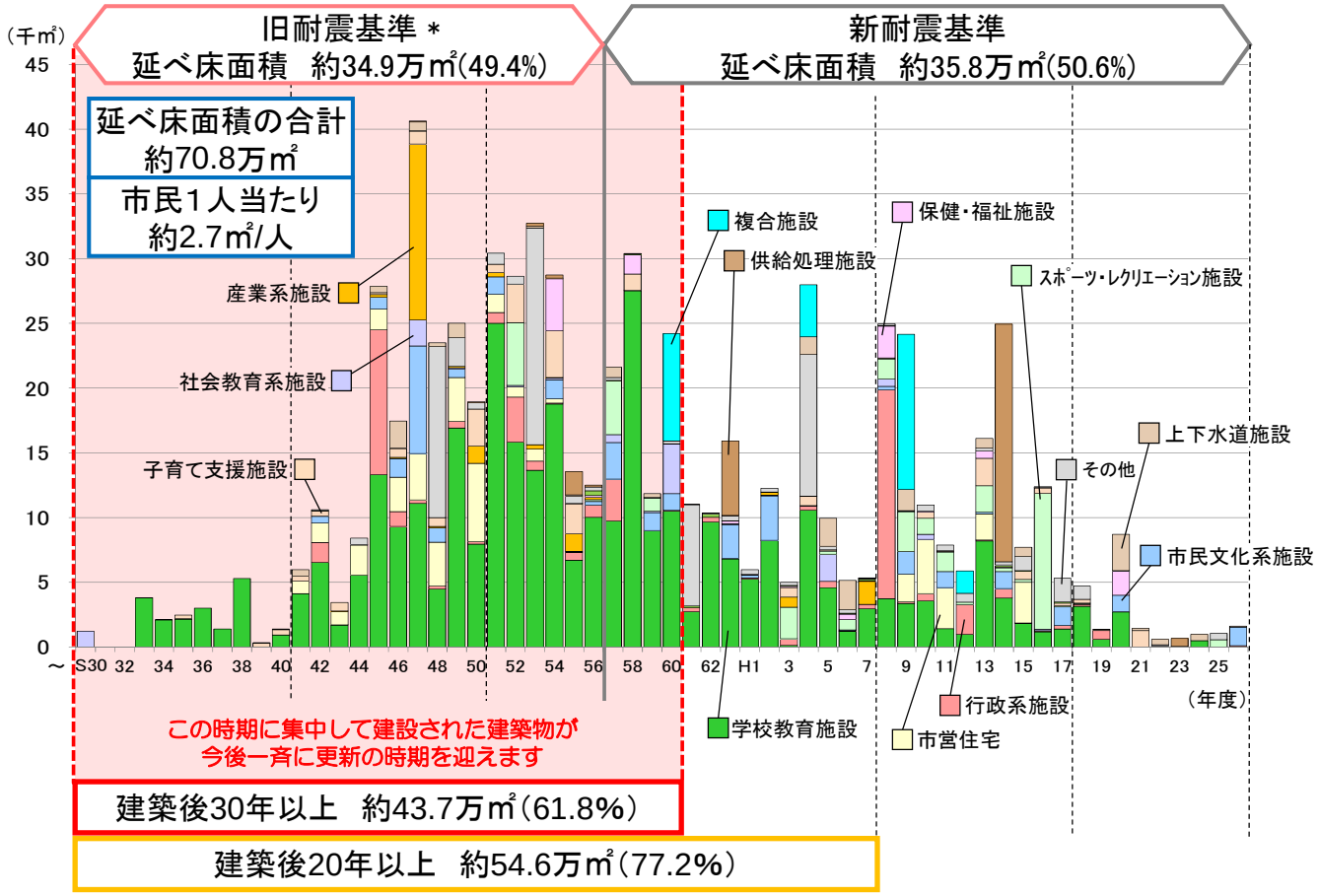

※上下水道施設を含む全ての建築物を対象として作成しています。
※建築後の経過年数は、平成27年度末時点での経過年数としています。

＊耐震基準：建築物が最低限度の耐震能力を持っていることを示す建築基準法で定められた基準。新耐震基準は、建築基準法施行令が改正された昭和56年6月1日以降に許可された建築物に適用される基準であり、旧耐震基準は、昭和56年5月31日以前に許可された建築物に適用された基準のことである。

③　更新等に係る経費の見込み

現在、本市が保有している公共施設の更新等に係る経費について、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用し、建築後 30 年で大規模改修、60 年で建て替えると仮定して試算すると、平成 29 年度から平成 67 年度までの平均額は、約 93.6 億円／年となります。一方で、加古川市中期財政計画で見込んでいる平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間における公共施設の更新等に係る経費の平均額は、約 38.8 億円／年となっています。平成 38 年度以降も加古川市中期財政計画で見込む経費を確保できたと仮定した場合においても、試算額とは約 2.4 倍の差があります。

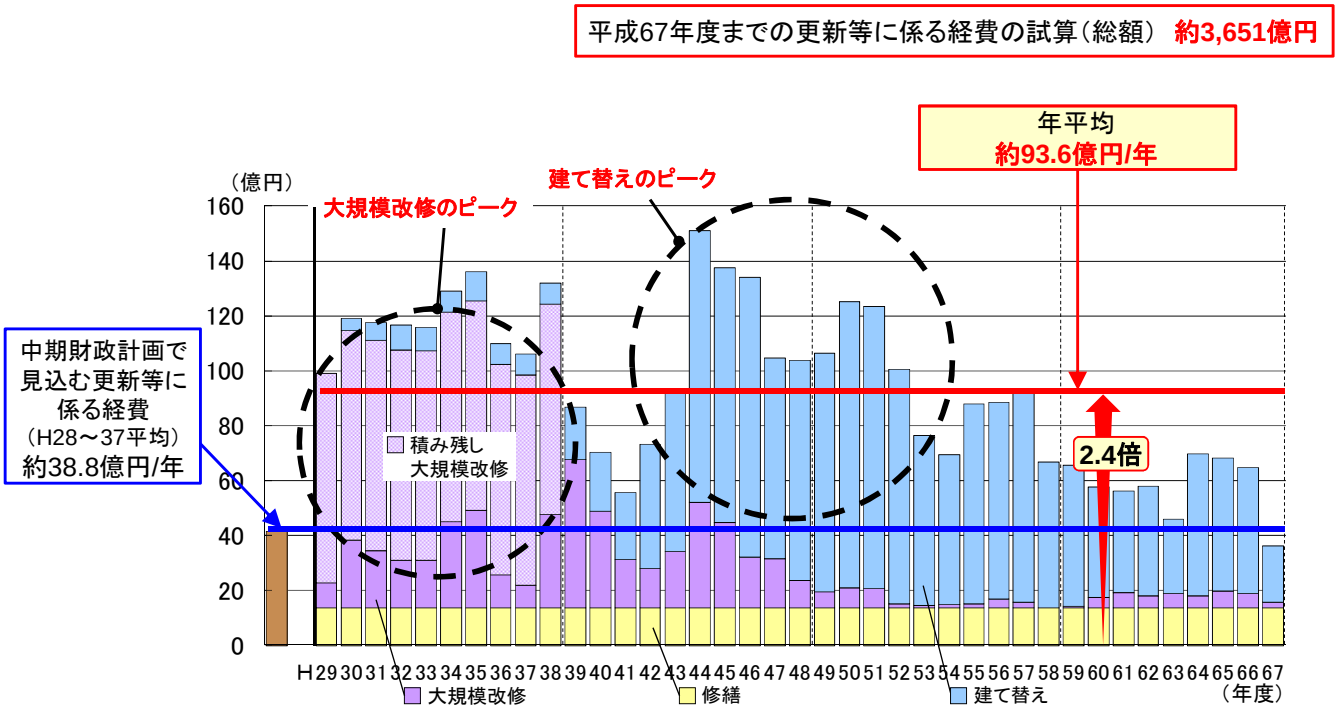

※上下水道施設を除く公共施設約 68.8 万㎡で試算しています。

＜試算条件＞

・更新に係る経費は、既存の建築物の延べ床面積に更新単価をかけて算出します。
・建築後 60 年に既存と同じ延べ床面積で建て替えを実施すると仮定します。
・建築後 30 年で大規模改修を実施すると仮定します。
・建築後 31 年以上 50 年以下の建築物については、大規模改修をさかのぼって実施すると仮定し、その経費を平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間に均等に計上します。
・修繕に係る経費は、延べ床面積に対し、年額 2,000 円/㎡を計上します。

【更新単価】

施設類型	建て替え	大規模改修
市民文化系施設、社会教育系施設 産業系施設、行政系施設、複合施設	400 千円／㎡	250 千円／㎡
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設、保健･福祉施設 供給処理施設、その他	360 千円／㎡	200 千円／㎡
学校教育施設、子育て支援施設、公園	330 千円／㎡	170 千円／㎡
市営住宅	280 千円／㎡	170 千円／㎡

※予定価格又は設計価格ベースで積算し、建て替えは解体費を含んでいます。

※試算にあたっては、上記のとおり総務省が提供する公共施設等更新費用試算ソフトの設定条件により行っています。なお、実際に行われた個別施設の修繕履歴等は考慮していません。

（２）インフラ資産

インフラ資産には、道路、橋梁、上水道管、下水道管及び上下水道施設があり、市民の生活を支える社会基盤として、人口の増加などに合わせて順次整備を進めてきました。このため、整備時期は、人口が増加した時期と重なる傾向があります。

① 道路延長の推移

道路延長は年々増加しており、昭和 59 年度以降、約 30 年間で総延長は約 310km 増え、約 1.4 倍に増加しています。

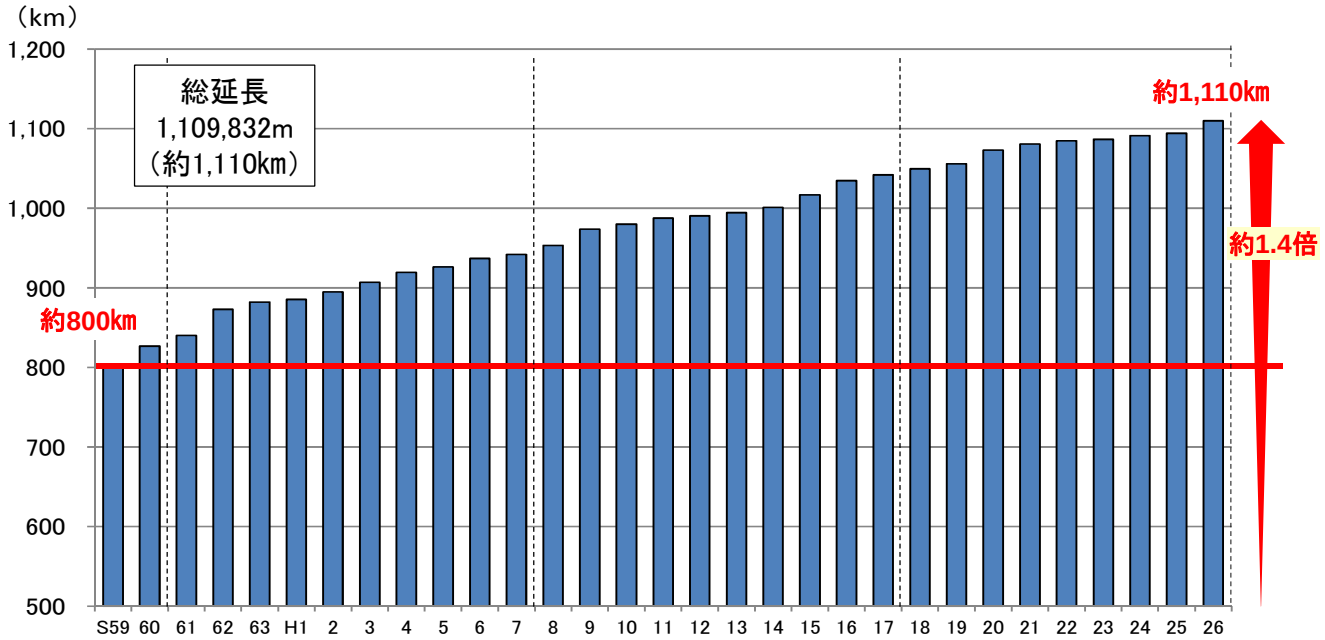

※昭和 59 年度に現在の形式による道路台帳を整備しました。

② 橋梁の年度別整備状況

橋梁は、平成 27 年度末時点で、既に整備から 50 年以上経過している橋梁が約 4%あり、10 年後には約 14%、20 年後には約 27%と、今後ますます橋梁の老朽化が進行していきます。

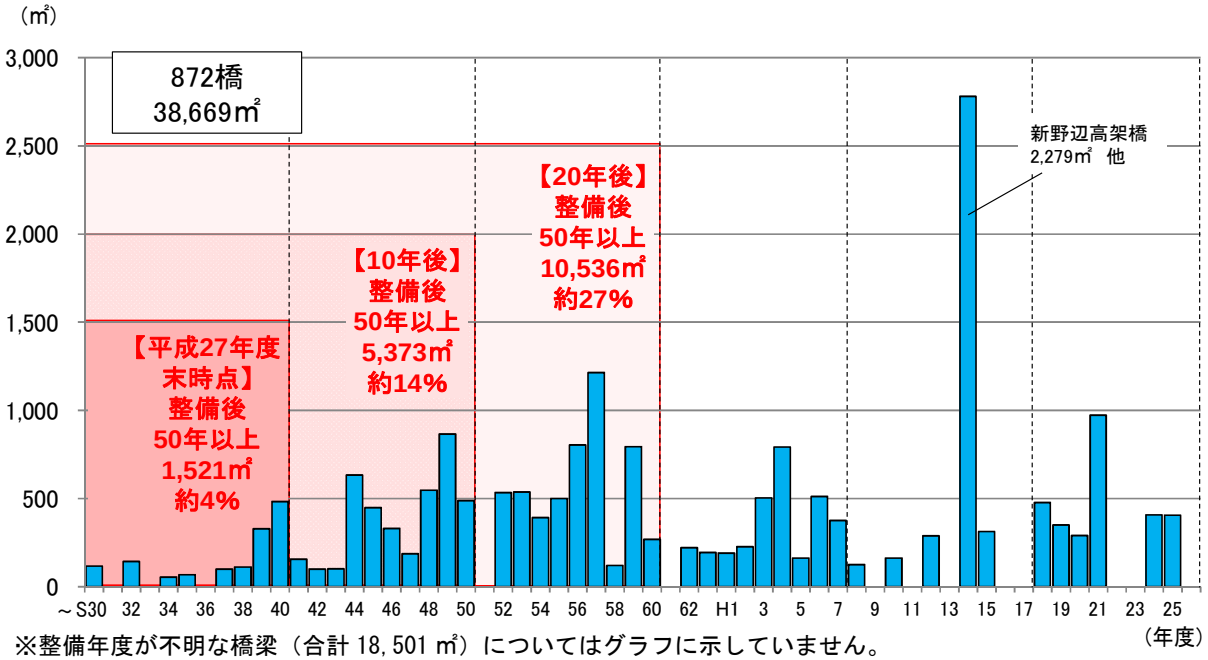

※整備年度が不明な橋梁（合計 18, 501 ㎡）についてはグラフに示していません。

③ 上水道管の年度別整備状況

上水道管はこれまで継続的に整備されてきましたが、昭和 40 年代前半頃までに整備された上水道管についてはおおむね更新されたことから残存しているものが少なくなっています。また、平成５年度頃から特に集中的に整備されています。

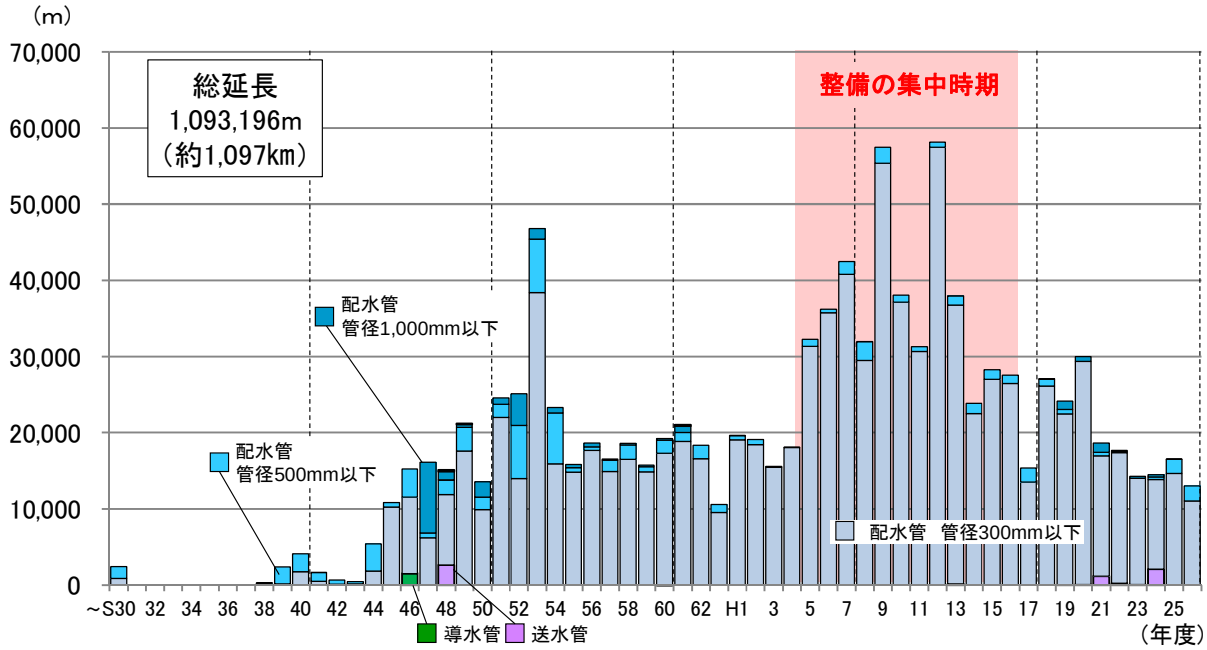

※導水管は河川等から浄水場へ、送水管は浄水場から配水場へ、配水管は配水場から各家庭の近くへ水を送る管のことを指します。なお、昭和 46 年及び昭和 48 年の導水管・送水管の整備は中西条浄水場の建設によるもので、平成 21 年及び平成 24 年の送水管の整備は中西条浄水場の機能強化によるものです。

④ 下水道管の年度別整備状況

下水道管は、昭和 30 年代後半頃から継続的に整備が進められ、平成５年度頃から特に集中的に整備されています。また、平成元年度頃から、コンクリート管と比較して耐震性などに優れた塩化ビニル管（塩ビ管）での整備が主流となっています。

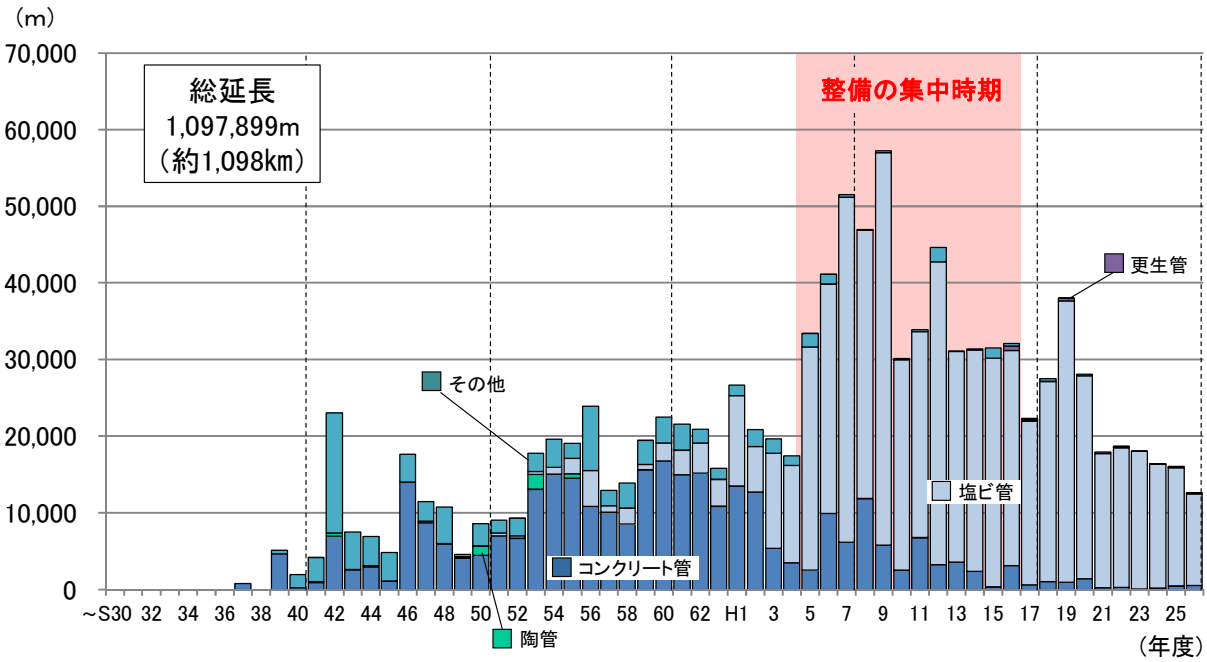

⑤　更新等に係る経費の見込み

現在、本市が保有するインフラ資産の更新等に係る経費を、総務省が提供する「公共施設等更新費用試算ソフト」で試算すると、道路・橋梁における平成 29 年度から平成 67 年度までの平均額は、約 21.5 億円／年となります。一方で、加古川市中期財政計画で見込んでいる平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間における道路・橋梁の更新等に係る経費の平均額は、約 18.3 億円／年となっており、試算額とは約 1.2 倍の差があります。

なお、上下水道については、地方公営企業会計を適用し、独立採算制で経営しているため、次頁において道路・橋梁とは分けて試算することとします。

更新等に係る経費の見込み（道路・橋梁）

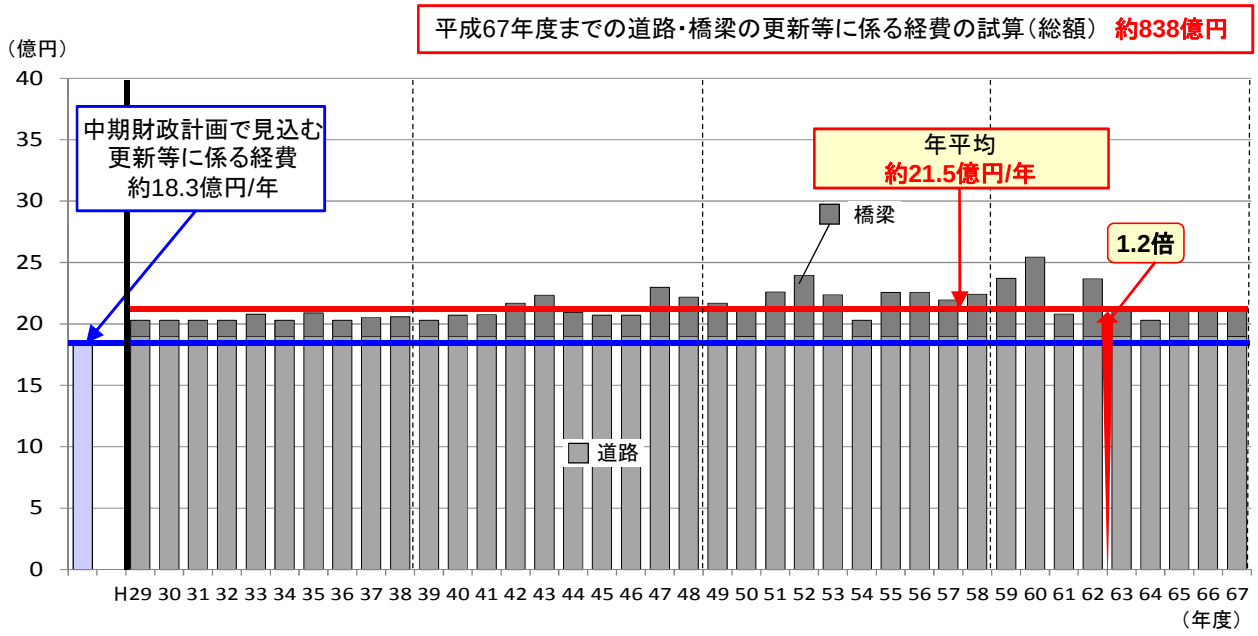

＜試算条件＞

[道路]

・既存の道路の総面積を、耐用年数（15 年）で割った面積を毎年度更新すると仮定し、更新単価をかけて算出します。

【更新単価】

道路種別	単価
一般道路	4.7 千円／㎡
自転車・歩行者道	2.7 千円／㎡

※自転車・歩行者道は幅員 1.5ｍと仮定しています。

[橋梁]

・整備後 60 年で更新すると仮定し、面積に更新単価をかけて算出します。
・整備年度が不明な橋梁は、総面積を耐用年数（60 年）で割った面積を毎年度更新すると仮定し、更新単価をかけて算出します。
・更新単価は、448 千円／㎡とします。

※試算にあたっては、上記のとおり総務省が提供する公共施設等更新費用試算ソフトの設定条件により行っています。

上下水道管及び上下水道施設の更新等に係る経費を試算すると、平成 29 年度から平成 67 年度までの平均額は、約 56.1 億円／年となります。一方で、平成 22 年度から平成 26 年度までに上下水道の更新等にかけられた経費の平均額は、約 30.3 億円／年となっており、試算額とは約 1.9 倍の差があります。

更新等に係る経費の見込み（上下水道）

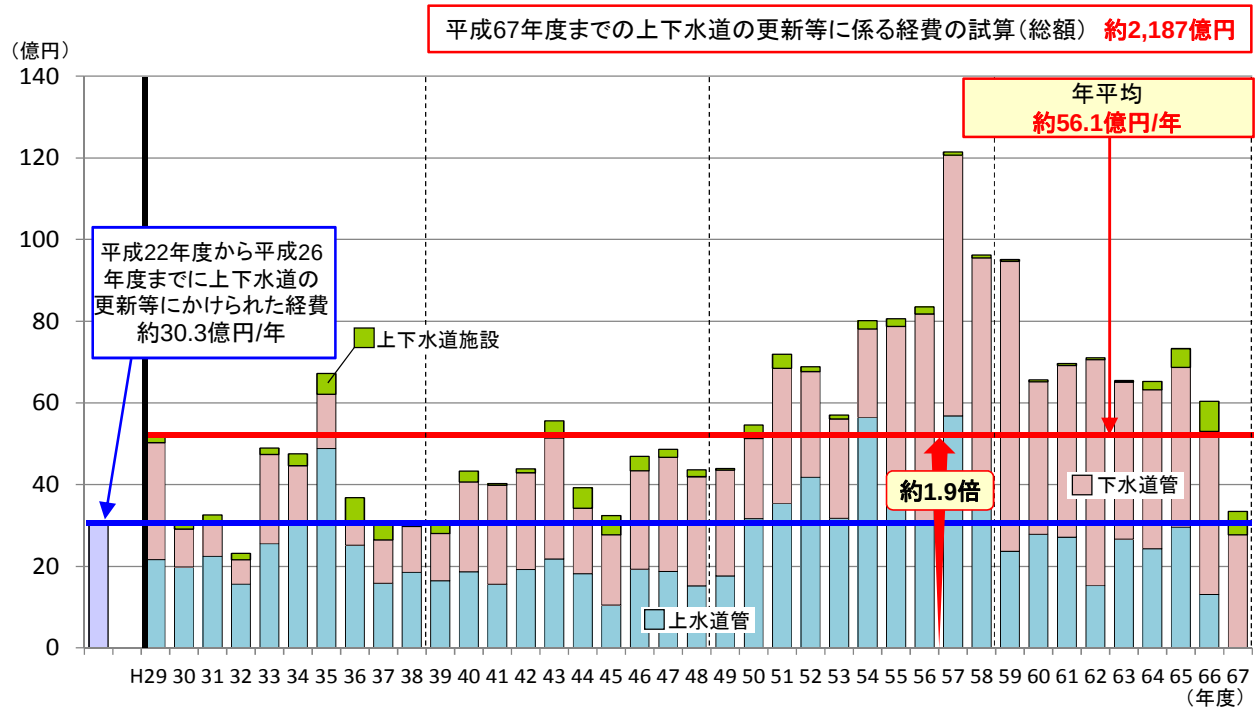

＜試算条件＞

［上水道］

・整備後 40 年で更新すると仮定し、更新単価をかけて算出します。

【更新単価】

管種別	単価
導水管	100～923 千円／m
送水管	100～923 千円／m
排水管	97～923 千円／m

※更に口径別で詳細な単価設定をしています。

［下水道］

・整備後 50 年で更新すると仮定し、更新単価をかけて算出します。

【更新単価】

管種別	単価
コンクリート管、陶管、塩ビ管	124 千円／m
更生管	134 千円／m
その他	124 千円／m

［上下水道施設］

・公共施設等の試算条件（10 ページ参照）を準用します。

・供給処理施設の更新単価に準じ、建て替えに係る更新単価は 360 千円／㎡、大規模改修に係る更新単価は 200 千円／㎡とします。

※試算にあたっては、上記のとおり総務省が提供する公共施設等更新費用試算ソフトの設定条件により行っています。

４　地域における公共施設の状況

（１）配置状況

　各地域の実情や人口分布の特徴などに対応して、公共施設の配置状況も異なっており、地域の住民が利用する施設の多くは、人口分布に対応した配置となっています。

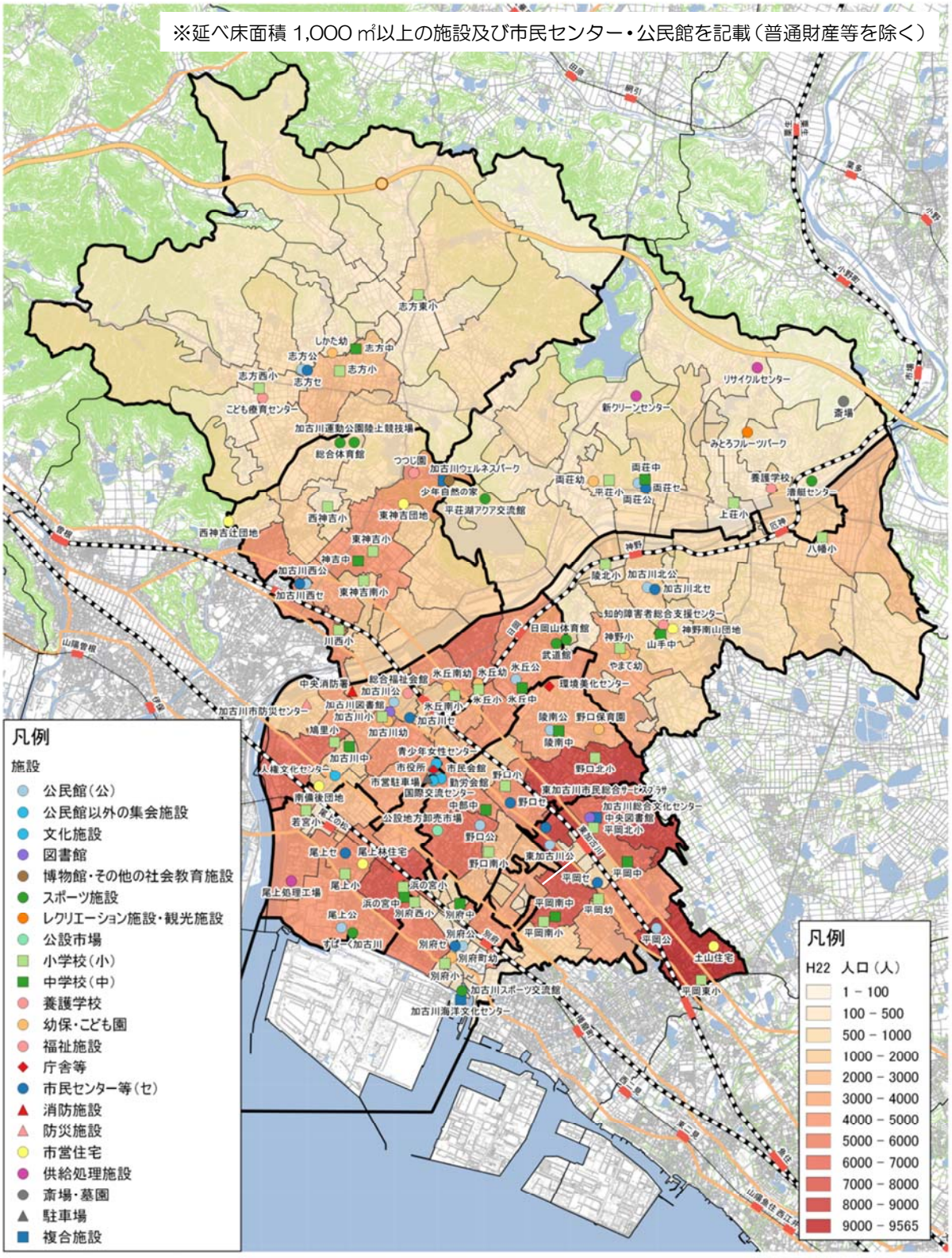

（２）地域実態マップ

本市の保有する 100 ㎡以上の主要な公共施設について、施設類型別、地域別に整理しました。

小学校は、各地域に２校から４校配置されています。南部の小学校は文部科学省が定める小学校の標準学級数（12 学級から 18 学級）を超える大規模な小学校が多く、志方地域、両荘地域の小学校は標準学級数未満の小規模な小学校となっています。また、南部の小学校では、北部の小学校に比べ建設時期が古い建築物の割合が高くなっています。

子育て支援施設は民間の施設も多くありますが、本市が保有する施設は幼稚園 20 施設、保育園６施設です。

市営住宅は 18 施設あり、全地域に配置されています。

地域の住民が利用する公民館は各地域に１館から２館が配置されており、そのうち５地域では市民センターと複合施設となっています。また、市民センター等のうち、加古川市民センターと東加古川市民総合サービスプラザは、民間施設内に設置されています。

市全域からの利用が想定される施設のうち、行政系施設や市民文化系施設は南部に配置されており、スポーツ・レクリエーション施設は北部に多く配置されています。

このように、公共施設は、地域ごとの背景や環境の違いを踏まえた配置になっています。

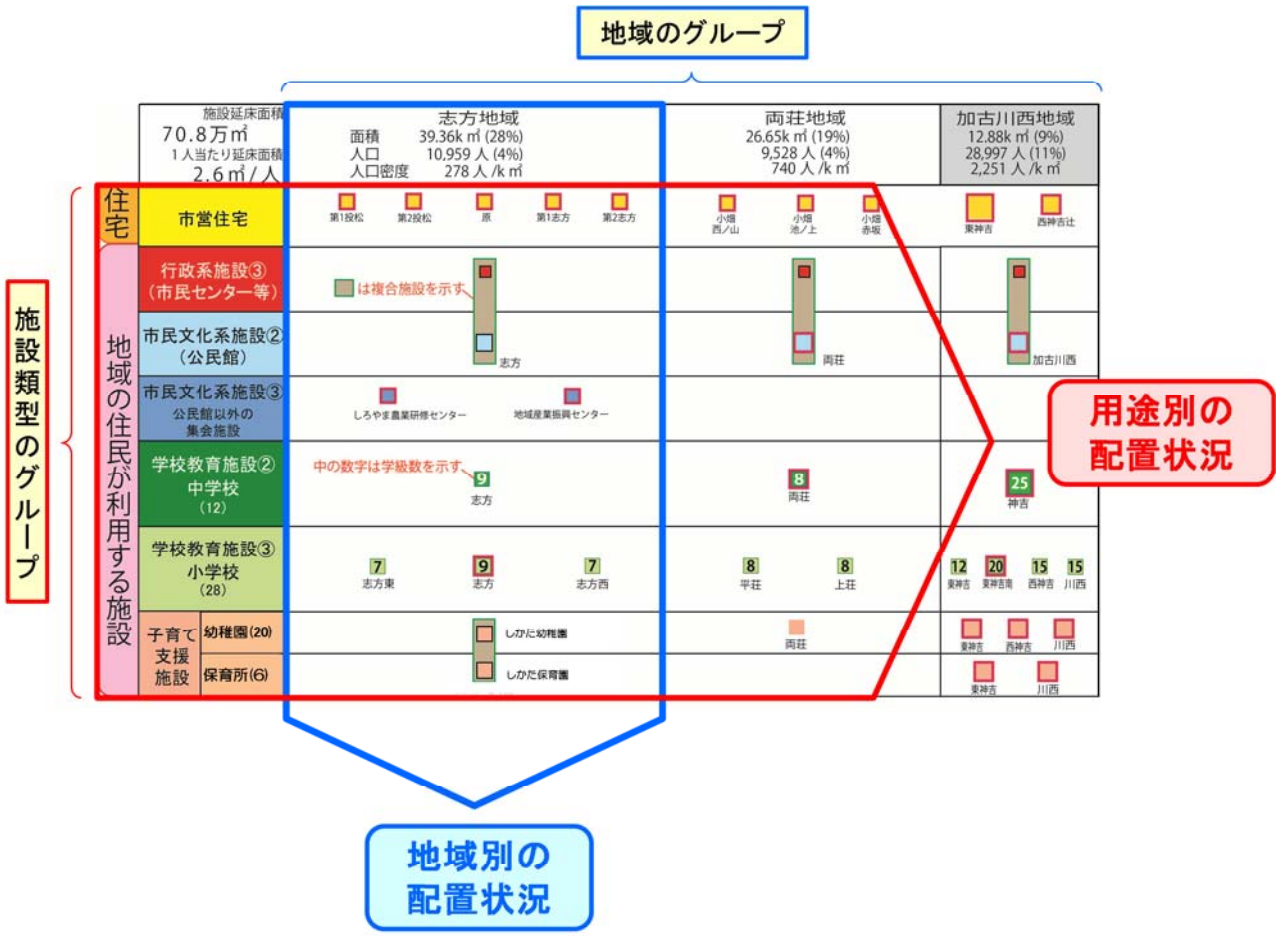

- ■は建築後 30 年以上の施設を表しています。
  ※施設が複数の建築物で構成される場合は、延べ床面積が一番大きな建築物で判断しています。
- 小、中、養護学校は枠内の数字で学級数を表しています。
- 複数の機能を持つ施設や併設施設は□で囲っています。

地域実態マップ

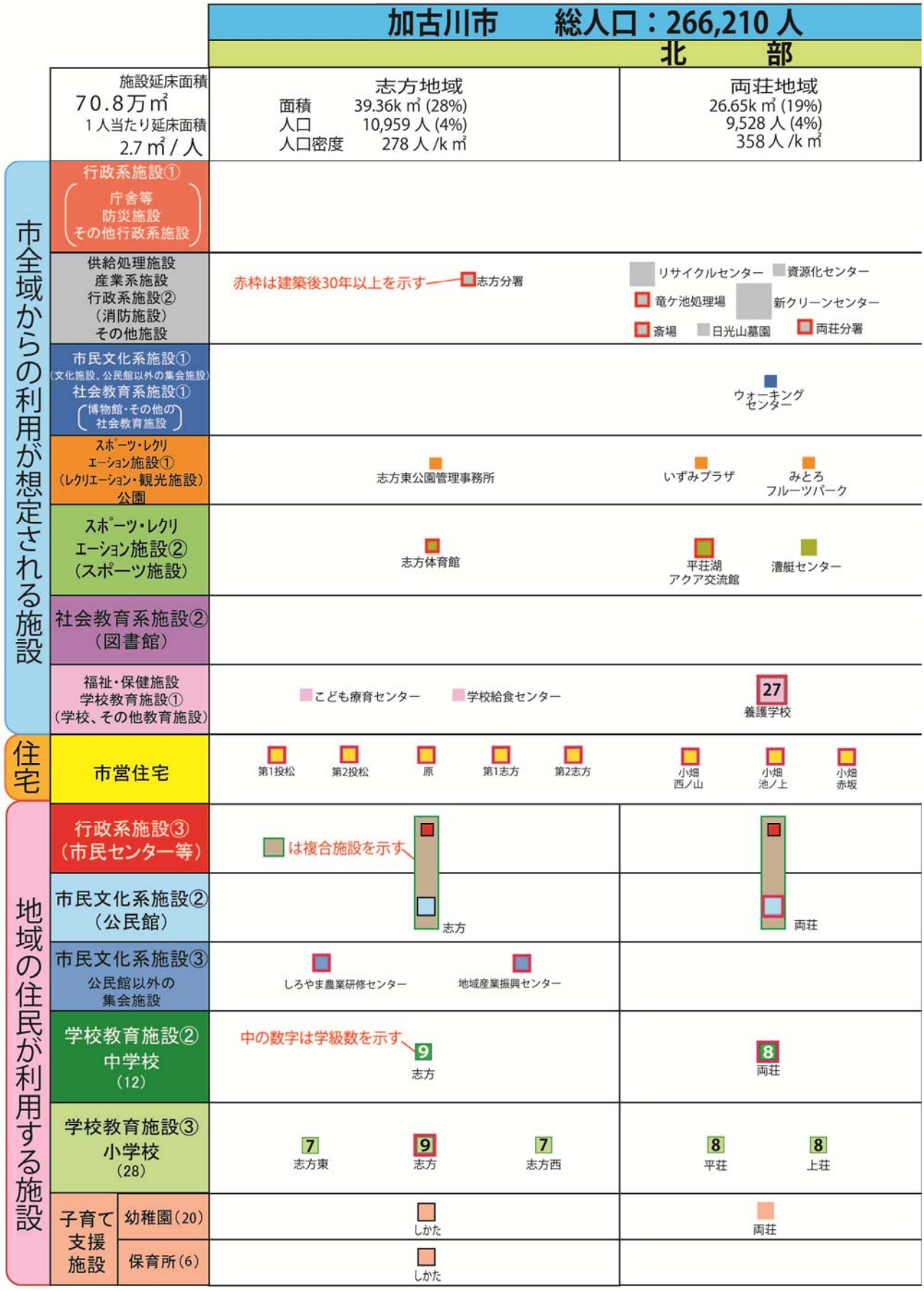
加古川市　総人口：266,210 人
北　部
施設延床面積
70.8万㎡
1人当たり延床面積
2.7㎡/人
志方地域
面積　39.36k㎡ (28%)
人口　10,959 人 (4%)
人口密度　278 人/k㎡
両荘地域
26.65k㎡ (19%)
9,528 人 (4%)
358 人/k㎡
市全域からの利用が想定される施設
行政系施設①
庁舎等
防災施設
その他行政系施設
供給処理施設
産業系施設
行政系施設②
（消防施設）
その他施設
赤枠は建築後30年以上を示す
志方分署
リサイクルセンター
資源化センター
竜ケ池処理場
新クリーンセンター
斎場
日光山墓園
両荘分署
市民文化系施設①
（文化施設、公民館以外の集会施設）
社会教育系施設①
（博物館・その他の社会教育施設）
ウォーキングセンター
スポーツ・レクリエーション施設①
（レクリエーション・観光施設）
公園
志方東公園管理事務所
いずみプラザ
みとろフルーツパーク
スポーツ・レクリエーション施設②
（スポーツ施設）
志方体育館
平荘湖アクア交流館
漕艇センター
社会教育系施設②
（図書館）
福祉・保健施設
学校教育施設①
（学校、その他教育施設）
こども療育センター
学校給食センター
27
養護学校
住宅
市営住宅
第1投松
第2投松
原
第1志方
第2志方
小畑西ノ山
小畑池ノ上
小畑赤坂
地域の住民が利用する施設
行政系施設③
（市民センター等）
は複合施設を示す
志方
両荘
市民文化系施設②
（公民館）
市民文化系施設③
公民館以外の集会施設
しろやま農業研修センター
地域産業振興センター
学校教育施設②
中学校
（12）
中の数字は学級数を示す
9
志方
8
両荘
学校教育施設③
小学校
（28）
7
志方東
9
志方
7
志方西
8
平荘
8
上荘
子育て支援施設
幼稚園（20）
しかた
両荘
保育所（6）
しかた

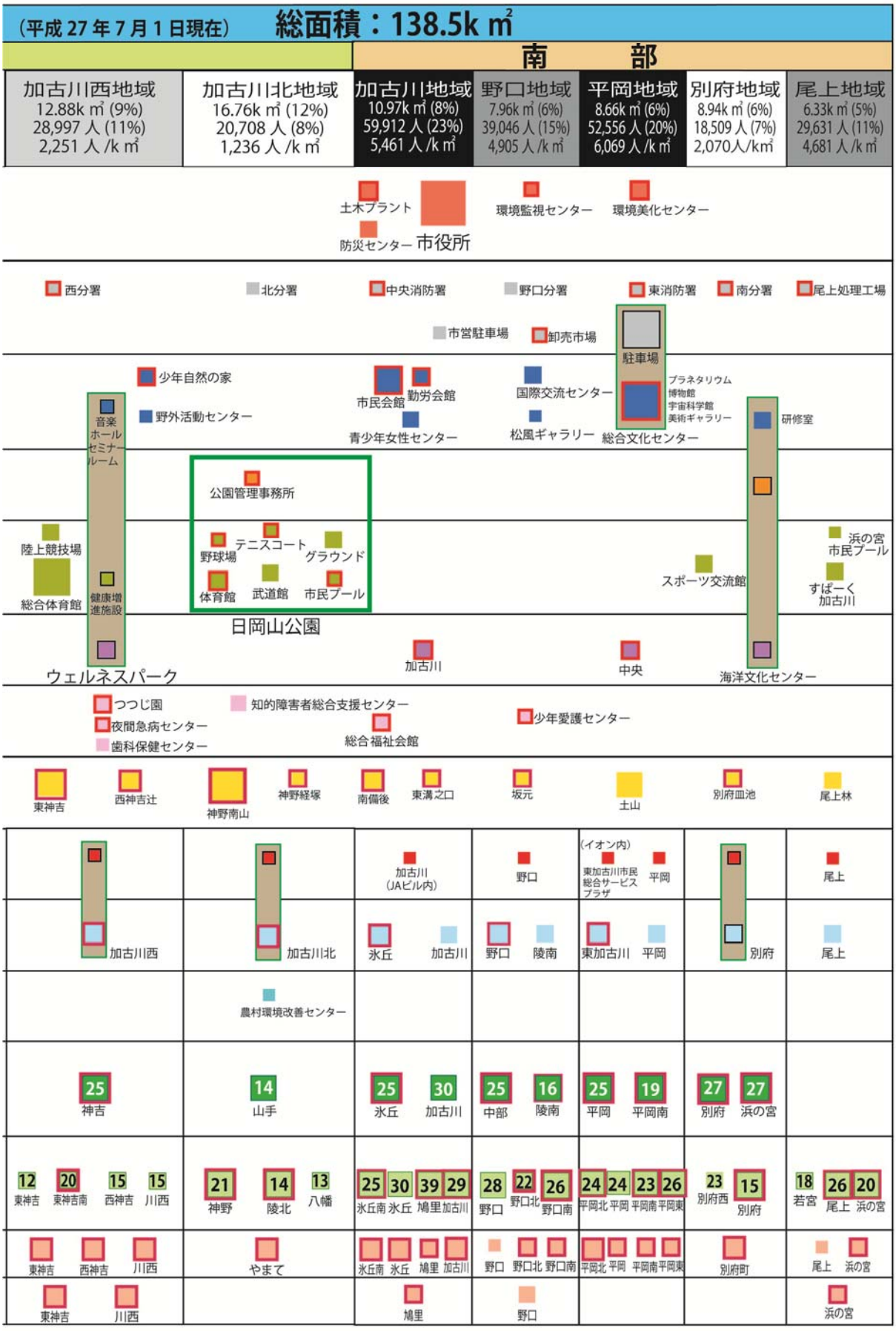
（平成 27 年 7 月 1 日現在）
総面積：138.5k ㎡
南部
加古川西地域
12.88k ㎡ (9%)
28,997 人 (11%)
2,251 人 /k ㎡
加古川北地域
16.76k ㎡ (12%)
20,708 人 (8%)
1,236 人 /k ㎡
加古川地域
10.97k ㎡ (8%)
59,912 人 (23%)
5,461 人 /k ㎡
野口地域
7.96k ㎡ (6%)
39,046 人 (15%)
4,905 人 /k ㎡
平岡地域
8.66k ㎡ (6%)
52,556 人 (20%)
6,069 人 /k ㎡
別府地域
8.94k ㎡ (6%)
18,509 人 (7%)
2,070人/k㎡
尾上地域
6.33k ㎡ (5%)
29,631 人 (11%)
4,681 人 /k ㎡
土木プラント
防災センター
市役所
環境監視センター
環境美化センター
西分署
北分署
中央消防署
野口分署
東消防署
南分署
尾上処理工場
市営駐車場
卸売市場
駐車場
少年自然の家
野外活動センター
音楽ホール
セミナールーム
市民会館
勤労会館
青少年女性センター
国際交流センター
松風ギャラリー
プラネタリウム
博物館
宇宙科学館
美術ギャラリー
総合文化センター
研修室
公園管理事務所
陸上競技場
総合体育館
健康増進施設
野球場
テニスコート
グラウンド
体育館
武道館
市民プール
日岡山公園
ウェルネスパーク
加古川
中央
スポーツ交流館
浜の宮
市民プール
すぱーく
加古川
海洋文化センター
つつじ園
夜間急病センター
歯科保健センター
知的障害者総合支援センター
総合福祉会館
少年愛護センター
東神吉
西神吉辻
神野南山
神野経塚
南備後
東溝之口
坂元
土山
別府皿池
尾上林
加古川西
加古川北
加古川
(JAビル内)
野口
(イオン内)
東加古川市民
総合サービス
プラザ
平岡
別府
尾上
氷丘
加古川
野口
陵南
東加古川
平岡
尾上
農村環境改善センター
25 神吉
14 山手
25 氷丘
30 加古川
25 中部
16 陵南
25 平岡
19 平岡南
27 別府
27 浜の宮
12 東神吉
20 東神吉南
15 西神吉
15 川西
21 神野
14 陵北
13 八幡
25 氷丘南
30 氷丘
39 鳩里
29 加古川
28 野口
22 野口北
26 野口南
24 平岡北
24 平岡
23 平岡南
26 平岡東
23 別府西
15 別府
18 若宮
26 尾上
20 浜の宮
東神吉
西神吉
川西
やまて
氷丘南
氷丘
鳩里
加古川
野口
野口北
野口南
平岡北
平岡
平岡南
平岡東
別府町
尾上
浜の宮
東神吉
川西
鳩里
野口
浜の宮

5　公共施設を構成する建築物の状況

（１）規模と構造

本市では、1,619 棟、約 68.8 万㎡の公共施設（上下水道施設を除く。）を保有しています。これを規模別・構造別に見ると、各施設の主たる建築物（管理棟など）の多くは延べ床面積が 1,000 ㎡を超えており、これらの建築物の棟数は全体の約 12.7%ですが、延べ床面積では全体の約 71.4%を占めています。また、これらを含む約 94%の建築物は、比較的長期の使用に耐えることができる構造（鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造）となっています。

一方で、各施設の従たる建築物（倉庫、駐車場、機械室など）の多くは延べ床面積が 200 ㎡以下で、これらの建築物の棟数は全体の約 69.2%を占めていますが、延べ床面積では全体の約 7.5%です。また、これらの建築物の多くは、木造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造となっています。

【規模別の状況】

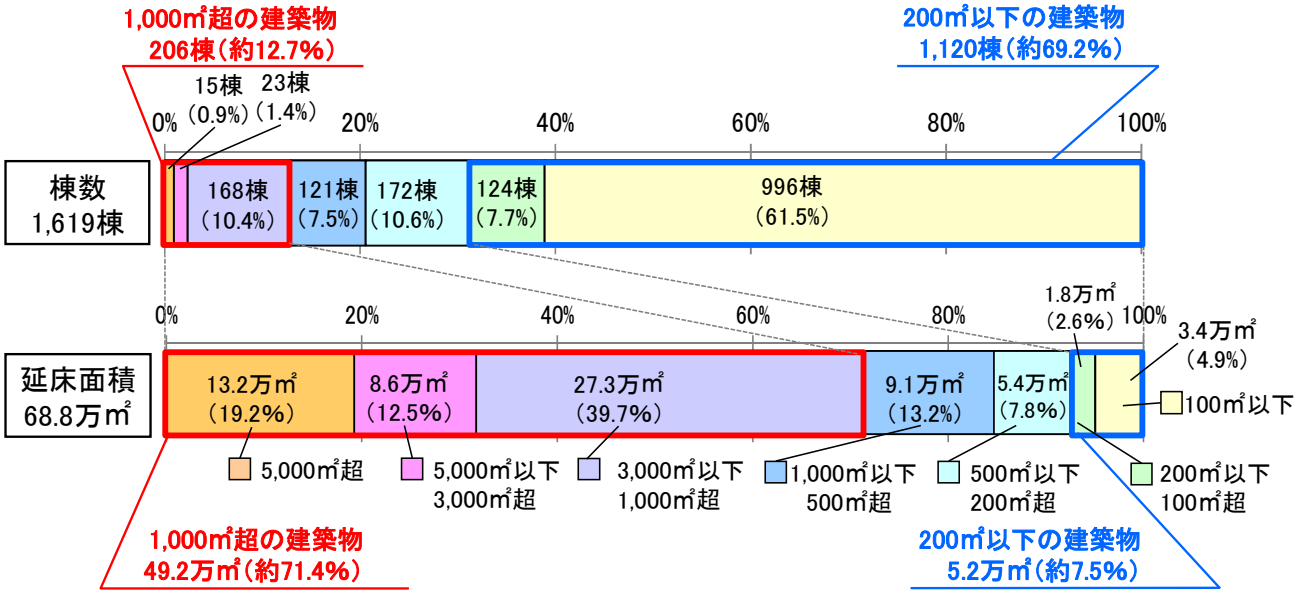

※上下水道施設を除いて作成しています。

【構造別の状況】

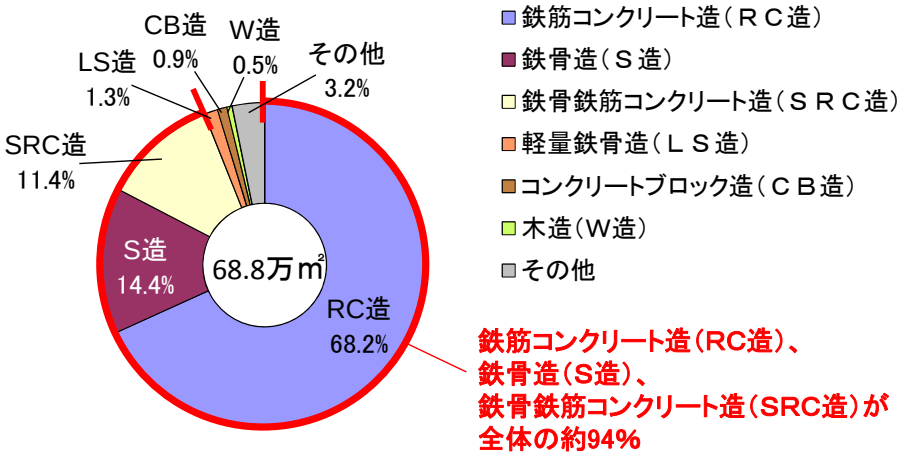

※上下水道施設を除いて作成しています。

（２）構造躯体の評価

建築物は施工時の状況やその後の使用状況、立地環境などによって構造躯体*1の状態が異なり、構造躯体の状態が良好に保たれている建築物は、今後、適切に保全を実施すれば長期間使用することができます。本市が保有する旧耐震基準の建築物のうち、重要拠点施設、避難所、不特定多数が利用する施設などに対して、過去に耐震診断*2を実施した際に作成した構造躯体のデータを活用し、建築物が長寿命化に適するかを評価しました。

なお、詳細に構造躯体の状態を評価するには、専門知識を有する技術者が現地調査や材料試験を行う必要がありますが、新たな経費が発生することから本計画においては、既存のデータを活用し、簡易な評価を実施することとします。

①　対象施設

本市が過去に耐震診断を実施した建築物　143 棟

※耐震改修促進法の改正により、図書館や運動施設など不特定多数の人が利用する施設や、学校など避難に配慮を必要とする人が利用する建築物のうち、一定規模以上の建築物に対して耐震診断が義務付けられました。なお、本市の保有する耐震診断が義務付けられた建築物（階数２以上かつ3,000 ㎡以上の学校など）については、すべて耐震診断を実施済みです。

②　評価方法

耐震診断における構造躯体のデータのうち、コンクリート圧縮強度*3とコンクリート中性化深さ*4のデータを用いて評価します。

以下の建築物については、構造躯体が長寿命化に適さないと評価しました。

圧縮強度	低強度（13.5N／mm^{2}未満）の場合
中性化深さ	調査時点で 30mm に達している場合
中性化の進行速度	調査時点で、理論値よりも進行が早い場合

※JASS 5 鉄筋コンクリート工事標準仕様書 を参考に設定しています。

③　建築物の評価結果

90%以上の建築物が長寿命化に適すると評価しました。

【評価結果】

評価を実施した建築物	期待できる使用年数		
	60 年未満	60～80 年	80 年以上
143 棟（73 施設）	4 棟 2.8%	3 棟 2.1%	**136 棟** **95.1%**

＊1 構造躯体：基礎、柱、梁、壁面、床など建築物の構造を支える骨組みのこと。躯体、構造体、スケルトンとも言う。一般的に構造躯体はその材料により、鉄筋コンクリート造（RC 造）、鉄骨造（S 造）、木造（W造）などに区分される。

＊2 耐震診断：建築物の耐震性の有無を柱や壁の断面積や構造、コンクリートの強度試験の結果などから評価すること。

＊3 圧縮強度：コンクリートの品質を測る上で重要な指標であり、強度が高いほど耐久性も上がる。

＊4 中性化深さ：経年によりコンクリート内部のアルカリ成分が失われることを中性化といい、その領域の深さのこと。中性化の進む深さは時間の平方根に比例し、中性化が進行すると内部の鉄筋が錆びやすい状況になる。

（３）劣化状況

本市では、法定点検や自主点検により建築物や設備等の劣化状況を把握し、必要に応じて更新等を実施しています。厳しい財政状況の中、これまでは、安全性を最優先とし、主に耐震補強工事などを実施してきました。

その一方で、屋上の防水や外壁塗装の老朽化が進行しており、雨漏りなどが見られる施設があります。特に建築後 30 年以上の施設では、構造躯体に影響を及ぼす屋上からの漏水、外壁のひび割れ、鉄筋の露出等も見られ、長期に施設を使用していくためには、速やかな対応が必要な状況です。

下表は 1,000 ㎡以上で建築後 30 年以上が経過した施設のうち、劣化状況調査を実施している 20 施設の劣化状況です。ほぼ全ての施設で劣化が進んでおり、特に屋根・屋上からの雨漏りが 13 施設（②「雨漏り等の有無」の評価が４以上の施設）あり、うち３施設（②「雨漏り等の有無」の評価が５の施設）では常に雨漏りが発生している状況です。外壁は、ほとんどの建築物において仕上材の劣化は見られるものの、漏水まで進行している施設は３施設（⑤「外壁からの漏水の有無」の評価が３の施設）となっています。

また、長期にわたって施設を使用するためには、床・壁・天井といった内部仕上げや設備機器、配管・配線なども含めた更新が必要となります。

【劣化状況】

施設名称		建築物概要						劣化状況				
		建築年度		建築物総面積（㎡）	構造	階数		躯体	屋根・屋上		外壁	
		西暦	和暦			地上	地下	①亀裂・変形等の有無	②雨漏り等の有無	③防水層の破損の有無	④仕上材の落下等の有無	⑤漏水の有無
加古川図書館		1935	S10	1,452	RC造	2	0	3	1	2	3	1
市役所	本館	1970	S45	6,735	SRC造	5	2	3	4	4	4	3
	議場棟	1970	S45	3,470	RC造	3	0	1	1	1	4	1
	消防庁舎	1982	S57	2,716	S造	5	0	1	1	1	1	1
勤労会館		1971	S46	1,443	RC造	3	0	3	4	3	3	1
少年自然の家		1972	S47	2,746	RC造	2	0	3	4	3	3	1
市民会館		1972	S47	8,433	RC造	4	1	4	5	3	3	1
東加古川公民館		1973	S48	1,104	RC造	2	0	3	4	3	3	1
両荘公民館		1976	S51	1,188	RC造	2	0	3	4	3	3	1
日岡山体育館		1977	S52	4,481	SRC造	2	0	2	4	4	2	1
環境美化センター		1977	S52	3,407	RC造	2	0	2	2	3	3	1
加古川北公民館		1979	S54	1,276	RC造	2	0	3	5	4	3	1
総合福祉会館		1979	S54	3,513	RC造	3	0	3	4	3	3	1
野口公民館		1982	S57	1,240	RC造	2	0	3	2	2	3	1
つつじ園		1983	S58	2,414	S造	1	0	3	4	2	2	3
加古川西公民館		1984	S59	1,376	RC造	2	0	3	4	3	3	1
氷丘公民館		1985	S60	1,198	RC造	2	0	2	2	3	3	1
加古川総合文化センター		1985	S60	7,869	RC造	2	1	3	4	3	3	1
中央図書館		1985	S60	3,820	RC造	2	0	2	2	3	3	1
斎場		1986	S61	2,362	RC造	2	0	2	5	4	4	3

※平成24年から平成26年までに実施した劣化状況調査の結果から、建築物の構造躯体に関する項目を抜粋しています。

※1 から５までの評価は数値が高いほど劣化していることを表しています。

６　公共施設の維持に関する市民意識

本計画を策定するにあたり、市民の公共施設の利用状況やニーズなどを把握するために、満 18 歳以上の市民の中から、無作為に選んだ 3,000 人に対して市民意識調査を実施し、1,455 人の方から回答をいただきました。

調査項目の一つとして、将来の少子高齢化や人口減少、財政状況から、本市が保有する公共施設を現状のまま維持することが困難であるとした場合の今後の方策について、以下の回答をいただきました。

「積極的に実施すべき」又は「どちらかといえば実施すべき」と回答した人の合計が 80%を超えた方策は「利用されていない市の土地を売却・賃貸して財源にする」、「現在ある施設を複合化・多機能化によって集約し、不要となった施設を廃止する」、「施設を計画的に修繕（予防修繕など）し、より長く利用できるようにする」、「利用者が少ない施設は廃止する」となっています。

また、「施設を計画的に修繕し、より長く利用できるようにする。」よりも、施設の廃止に関する方策について、「積極的に実施すべき」と回答した人が相当数上回ったことが、特徴的な結果となっています。

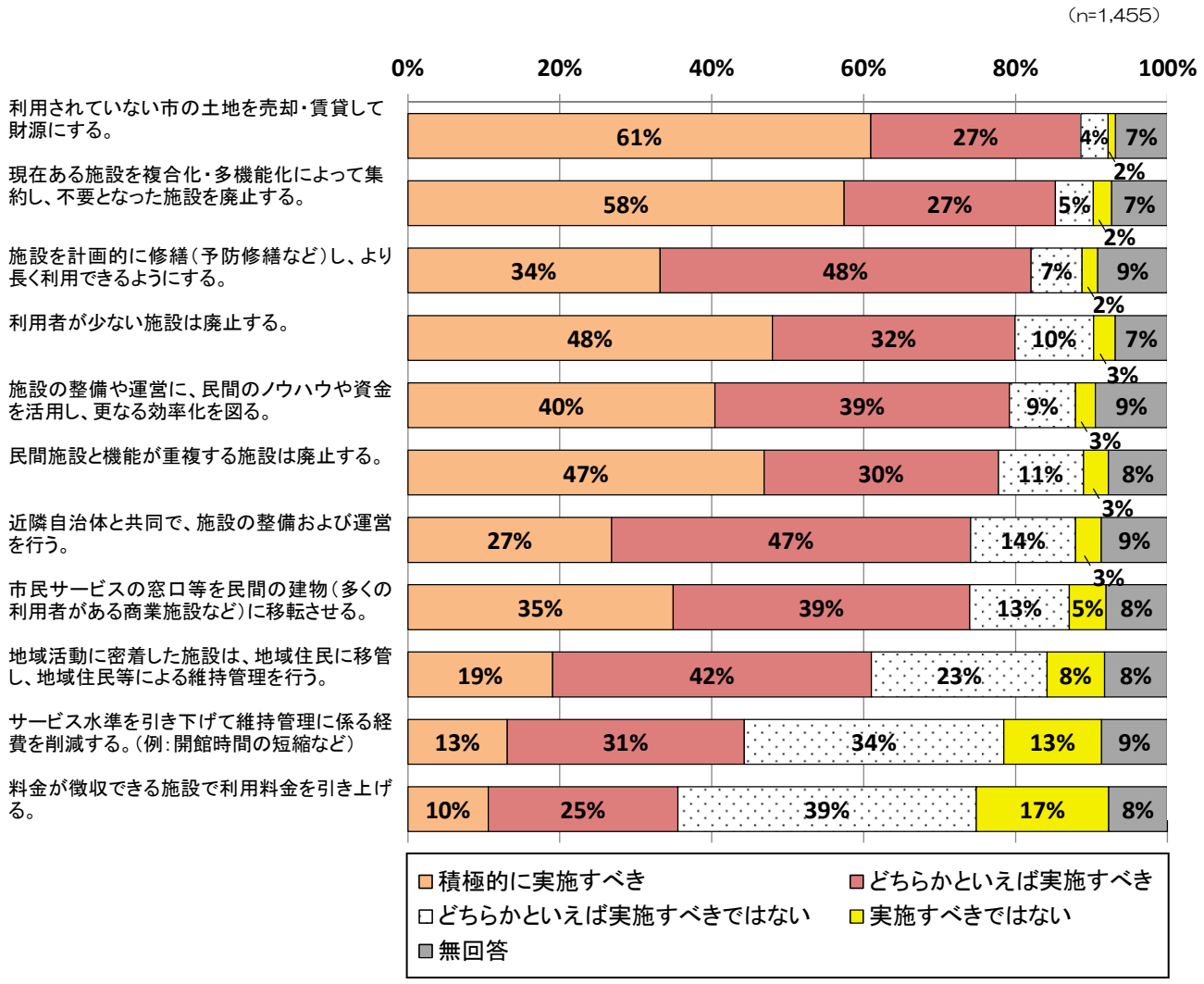

第３章　公共施設におけるマネジメントの方針

１　課題解決のための考え方

本市では、昭和 40 年代から 50 年代にかけての高度経済成長期において、急激な人口の増加と、それに伴う様々な行政需要に対応するため、多くの公共施設を整備してきました。一方、近年まで増加傾向にあった本市の人口は、平成 24 年 12 月をピークに減少に転じ、今後も更なる減少が見込まれています。このように、少子高齢化の進行に伴い、将来における人口規模や年齢構成が変化し、公共施設に対する市民ニーズは建設した当時と比べ、変わっていくことが予想されることから、これからの公共施設のあり方を検討していくにあたっては、地域ごとの実情を踏まえながら、市民ニーズに応えていく「まちづくりの視点」を持って取り組みます。

また、財政面においては、少子高齢化の進行により、市税収入の減少や扶助費の増大など、今後も厳しい財政状況が続くと予想されます。このため、既存の公共施設を全て維持管理・修繕・更新するための財源を確保することは非常に困難であることから、公共施設のマネジメントにおいても、「オープン」をキーワードに、施設の老朽化状況や更新等に必要となる経費の見通し、財政状況などの情報を積極的に公開することで市民の皆さまとの信頼関係を深め、互いに連携してこの課題の克服に努めます。

公共施設に係る経費を縮減するためには、保有する施設の延べ床面積の削減が必要です。そこで、本市では公共施設の「統廃合・複合化」に取り組み、床面積の総量を削減しながら必要な機能の維持に努めます。また、複数の機能やサービスを１つの施設でまとめて実施することで、施設環境の高度化を図り、賑わいの創出や世代間交流の促進、ワンストップサービスの強化など、市民サービスの維持・向上を図ります。

併せて、統廃合・複合化を実施し、多機能化した施設や重要拠点として長く使用していく施設について「長寿命化」に取り組み、計画的に大規模な改修を実施することで、安全・安心で快適な施設を維持し続けるとともに、社会要求水準の向上に対応した機能アップを行い、利用者のニーズに合った施設の継続的な提供を目指します。

市民意識調査においても賛成意見の多かった「統廃合・複合化」と「長寿命化」の取組を連動して実施し、上質なサービスを提供できる施設をより長く使用することで、公共施設の最適な配置と将来負担の軽減を目指します。

加えて、受益者負担の適正化や指定管理者制度の活用など、「行政改革」における取組と連携を図ることで、より効果的に公共施設のマネジメントを進めていきます。

また、公共施設におけるマネジメントをより円滑に推進するため、市を挙げた取組につながる連携体制、組織体制を構築します。併せて、公共施設の老朽化状況を正確に把握し、更新等を計画的・効率的に実施するため、公共施設に関する情報を一元的に集約・管理する仕組み（データベースの開発など）を構築します。

2　基本方針

本市では、以下の３点を基本方針と位置付け、公共施設のマネジメントに取り組みます。

【基本方針１】

「統廃合・複合化」の推進

必要とされる機能の維持は図りつつ公共施設の「統廃合・複合化」に取り組み、人口減少など行政需要の変動に伴う総量管理を的確に行うことで、更新等に係る経費や管理運営に係る経費を軽減するとともに、周辺環境や市民ニーズの変化に対応した、公共施設の最適な配置を目指します。

【基本方針２】

「長寿命化」の推進

維持すると判断した公共施設は、計画的な更新による「長寿命化」に取り組むことで、更新等に係る経費の軽減・平準化を図るとともに、市民ニーズに合った行政サービスの提供と、安全で安心して利用できる公共施設づくりを目指します。

【基本方針３】

「行政改革」の取組との連携

限られた経営資源を最も効率よく活用し、行政に要する経費を抑制しながら、行政サービスなどの向上を実現するために実施している「行政改革」における取組と連携することによって、より効果的に施設の更新等に係る経費や管理運営に係る経費を軽減・平準化するとともに財源の確保を図ります。

《取組のイメージ》

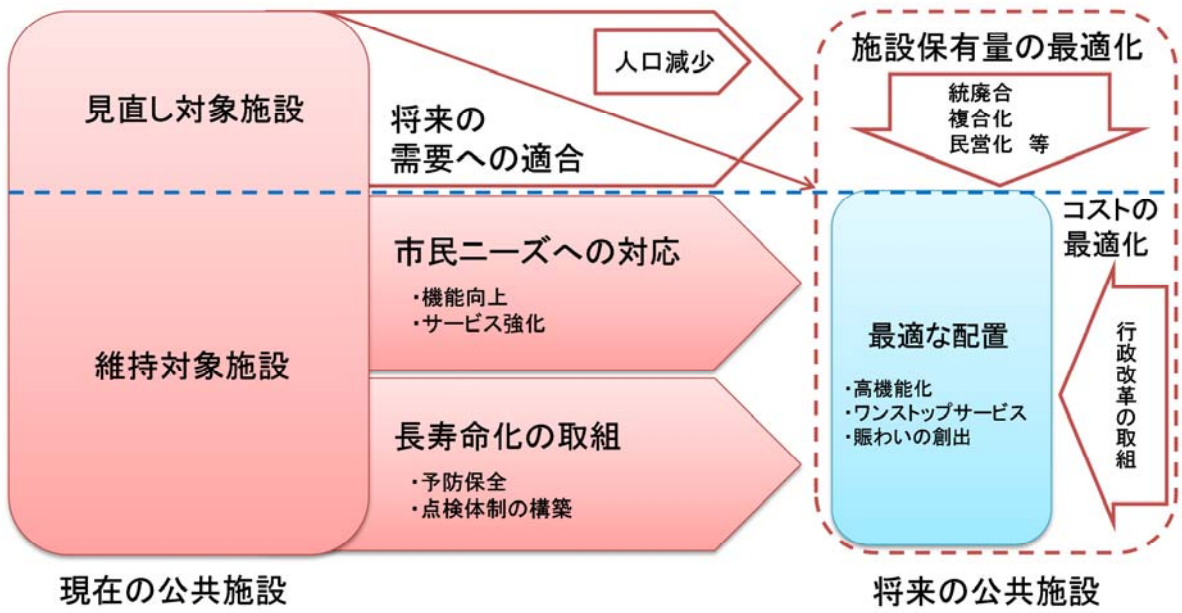

３　具体的な取組内容

（１）「統廃合・複合化」の推進

本市が保有する公共施設の延べ床面積の総量を削減し、更新等に係る経費や管理運営に係る経費を削減するため、類似の機能を持つ公共施設の統合（集約化）や、別の機能を持つ公共施設を１つの施設に共存させる複合化などに取り組みます。また、広域的な視点から近隣自治体との公共施設の共同設置や相互利用などについて検討します。そして、統廃合や複合化などの取組によって不要となった公共施設やその用地は、他の老朽化した施設への転用や貸付、売却など、有効活用を図ります。

なお、統廃合・複合化の取組にあたっては、地域ごとの実情や人口規模、年齢構成の変化などを踏まえながら検討を進めます。

① 統廃合・複合化のイメージ

施設の統合（集約化）、複合化、転用

① 統合（集約化）のイメージ

複数の類似機能を持つ施設を、1つの施設に統合する。
保有面積は削減され、施設の維持管理等に係る経費は削減される。

② 複合化のイメージ

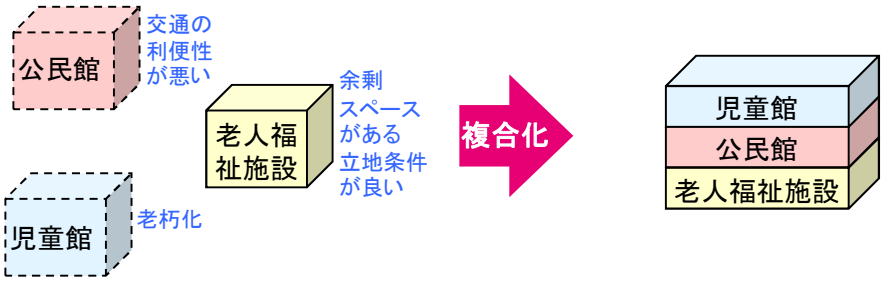

複数の異なる機能を持つ施設を1つの施設に統合する。機能を移転し、維持しながら、保有面積は削減され、施設の維持管理等に係る経費は削減される。

③ 転用のイメージ

統廃合や複合化などで不要となった建築物やスペースを、老朽化した施設や社会的ニーズのある施設として活用することで、更新や新規整備などに係る経費が削減される。

② 統廃合・複合化の検討フロー

統廃合・複合化の取組については、更新が必要な施設や、周辺環境、市民ニーズの変化などによって利用者が減少した施設、費用対効果が低い施設などを対象に、適宜、検討していきます。

また、市民ニーズの高まりなどから、公共施設を新規整備する場合においても、廃止する施設の転用や他施設との複合化などを検討しながら進めることとします。

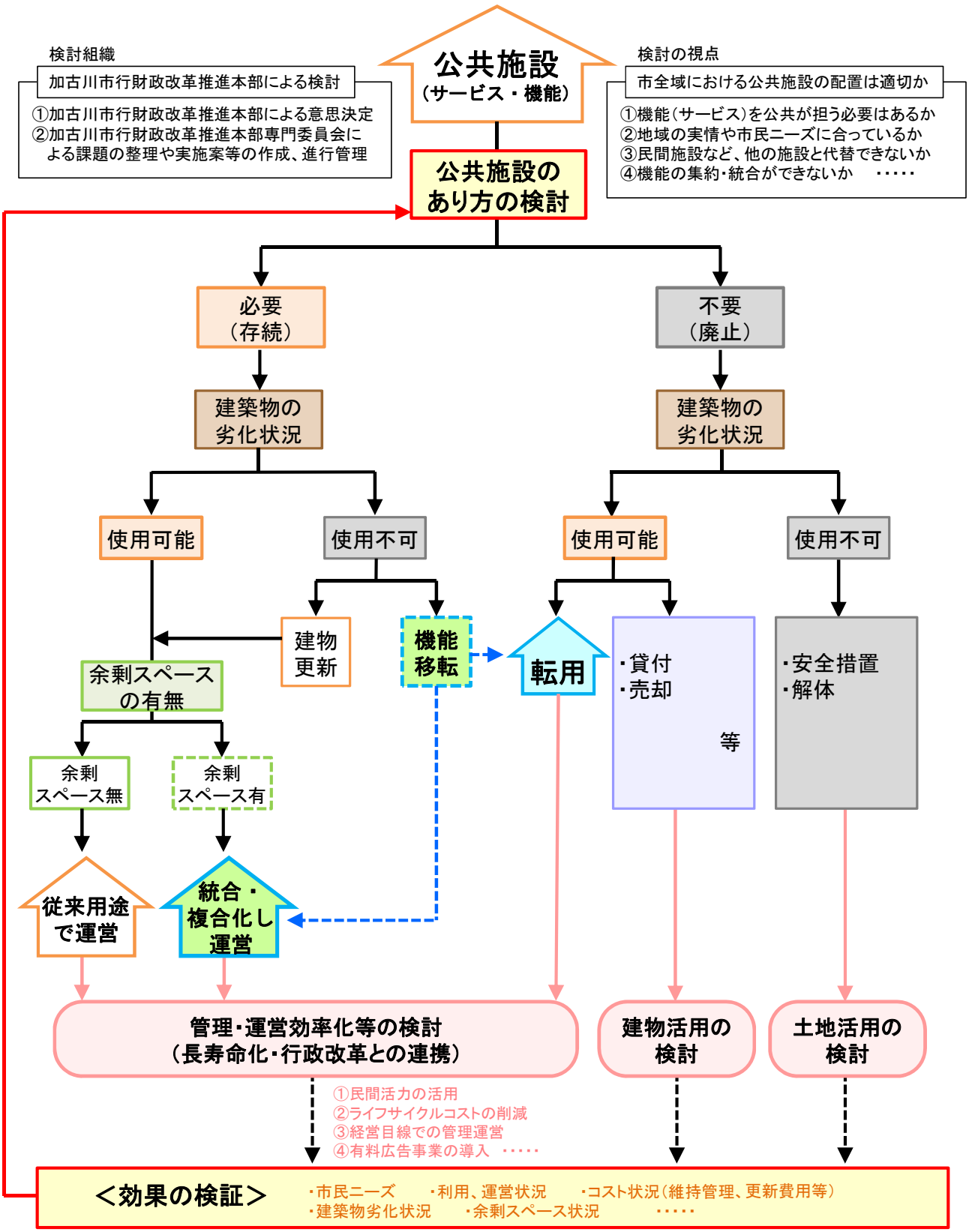

（2）「長寿命化」の推進

これまで本市では、公共施設に対して故障等が発生した部位に対して修繕する事後保全を中心に実施してきました。しかしながら、屋根や外壁などの建築物の骨格となる部位の鉄骨やコンクリートに漏水等が発生し劣化すると、大規模改修を実施したとしても建築物を使用できる期間が短くなってしまいます。そこで、今後はこのような骨格となる部位について漏水等が発生する前に修繕する予防保全を行うことで、既存の公共施設をより長期間使用することを目指します。

【長寿命化のイメージ】

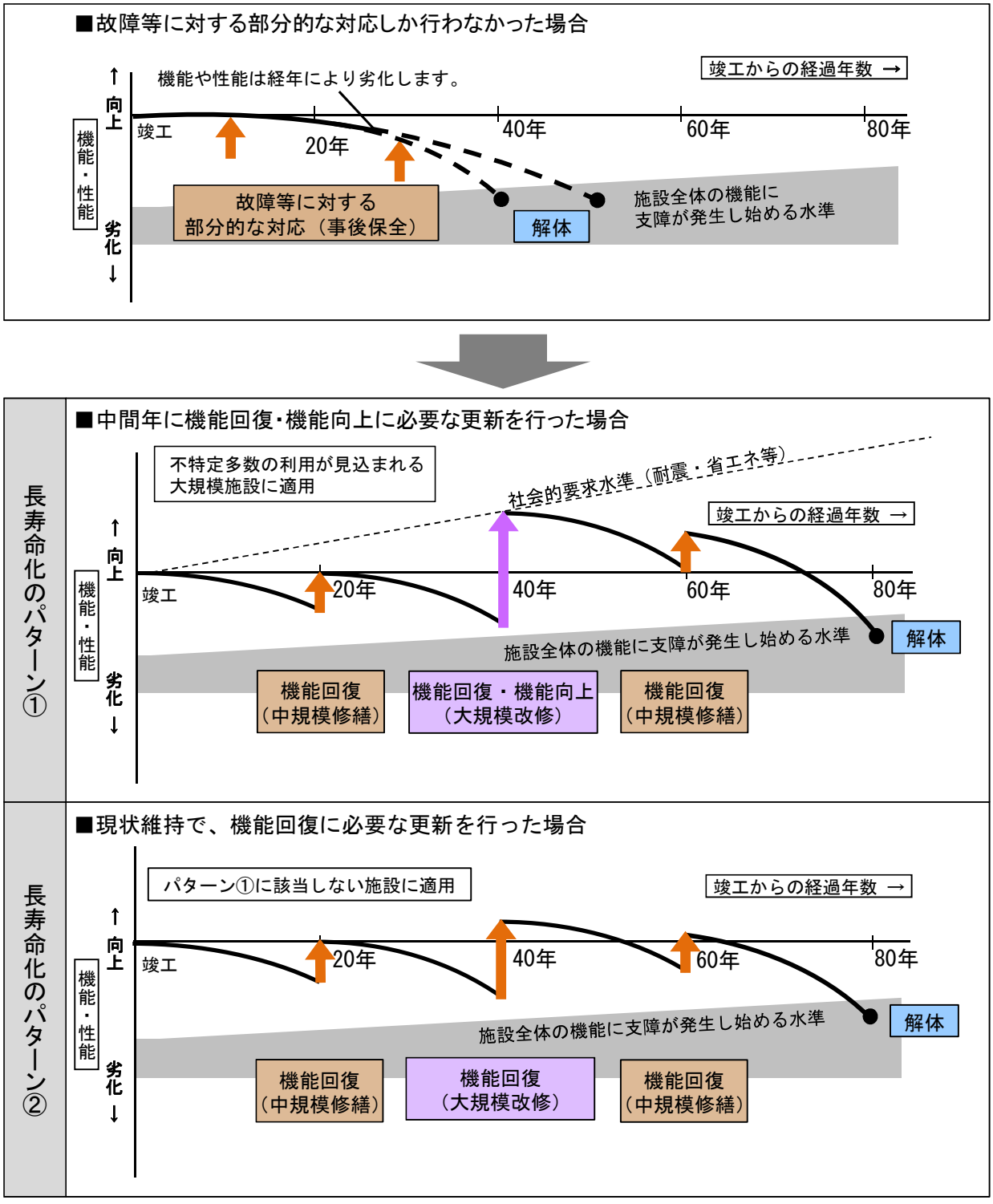

① 目標とする耐用年数

本市が保有する公共施設の約 94%（延べ床面積）は、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造となっています。これらの構造の建築物は、普通の品質の場合であれば 60 年から 80 年が目標とすべき耐用年数とされています。（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）そこで、本市では、公共施設を適切に点検し、維持すると判断した公共施設は予防保全をしていくことで、原則、建築後 80 年使用することを目指します。

※上記以外のコンクリートブロック造、木造、軽量鉄骨造はそれぞれ 60 年、50 年、40 年が目標とすべき耐用年数とされています。これらの建築物についても適切な保全を実施することで、それぞれの目標とすべき耐用年数使用することを目指します。

② 保全の考え方

予防保全は、立地条件（海岸沿い等）などを踏まえながら、使用年数に応じて、塗装や防水機能の回復など、構造躯体の劣化を防ぐための更新等を計画的に実施します。また、故障等が発生すると施設の安全性や運営に支障がある設備等に関しては、運転時間や劣化状況等を踏まえ、時期を見極めながら故障等が発生する前に修繕や取替えをします。なお、安全性や運営に支障が発生しない部位については、原則として、点検等により不具合が発見されてからの事後保全とします。

更新等にあたっては、施設の設置目的や社会的要求水準等も考慮し、機能回復に合わせて機能向上を図ることで、市民ニーズの変化などに対応します。

また、公共施設の修繕にあたっては、耐震性・安全性・防災性など、利用者の安全・安心を重視しながら、機能性やバリアフリー性、快適性などの確保も図っていきます。災害時の拠点となる施設や避難所に指定されている施設においては、平常時の安全だけでなく、災害時の機能を確保するためにも、優先的に修繕を実施します。なお、設備等に故障等が発生した場合には、利用者等の安全の確保を最優先に対応します。

【保全の視点】

耐 震 性：建築物が新耐震基準を満たしている、または耐震補強等がされているか。
安 全 性：建築（外壁等）、設備（昇降機等）の部位、部材で危険な部分がないか。
防 災 性：法不適合部分、危険性の高い既存不適格*部分がないか。
機 能 性：建築、設備の部位、部材として本来の機能を満たしていない部分がないか。
バリアフリー性：建築物の内外において段差などの障壁がないか。
快 適 性：美観や環境面等において不快となる部分がないか。

＊既存不適格：建築時には適法に建てられたが、その後の法改正等によって現行法に対して不適格な部分が生じていること。そのまま使用するには法律上の問題はないが、改正後の法令に対応した方が望ましい。

③ 保全対象部位と対応手法の設定

公共施設の使用状況や立地環境等を踏まえ、定期的・計画的に保全する部位と、運転時間等を踏まえ、点検結果などから、故障等が発生する前に保全する部位を設定し、公共施設の安全性を維持しながら長寿命化につなげます。

【使用状況や立地環境等を踏まえ、定期的・計画的に保全する部位の例】

	対象部位	仕様・設備例
建築	屋根	屋上防水、スレート・瓦屋根、金属製屋根
	外壁等	タイル、吹付け、成形版、シーリング、外部鉄部塗装

※交換時期等が法（消防法など）で定められた部位（非常警報設備など）についても、定期的・計画的に対応します。

【運転時間等を踏まえ、点検結果などから、故障等が発生する前に保全する部位の例】

	対象部位	仕様・設備例
建築	外部建具	アルミ建具、鋼製建具、自動扉、シャッター
電気設備	受変電設備	受電盤、変圧器、変圧器盤、配電盤、分電盤、コンデンサ盤
	発電設備	自家発電設備、直流電源設備
	中央監視設備	中央監視制御設備
	通信設備	電話交換機、拡声増幅器
機械設備	空調設備	ボイラー、冷温水発生機、冷却塔、空調機、ファンコイルユニット、全熱交換器、送風機、排煙機、給排気ファン
	給排水	受水槽、高架水槽、給水ボイラー、ポンプ、タンク
	消火設備	消火ポンプ、二酸化炭素消火装置
	昇降機等	エスカレータ、小荷物専用昇降機

④ 点検体制の構築

公共施設を計画的に更新し、長寿命化に取り組むためには、建築物の劣化の状況や修繕、更新の必要性を適切に把握することが重要です。そこで、全ての公共施設に対して定期的に標準化された点検を実施するため、点検の内容、時期、実施者などを整理します。

〇日常点検

施設所管部門（指定管理者を含む。）は、公共施設の不具合（劣化、損傷など）を早期に発見するため、日々の業務の一環として目視等により巡回しながら点検を行います。

〇臨時点検

施設所管部門（指定管理者を含む。）は、災害発生（地震、台風など）時に、施設の損傷等の有無を確認するため、目視等により点検を行います。また、類似施設において、大事故等が発生した場合も、同様の状況が起こり得る状態にないか、目視等により点検を行います。

〇定期点検

・管理者点検

施設所管部門（指定管理者を含む。）は、1 年に１回「管理者点検シート」に基づき、施設全体の点検を実施します。なお、点検に際して作成した管理者点検シートは適切に保管するとともに、営繕部門等が請求した場合は、速やかに提出することとします。

・劣化状況調査

営繕部門は、主に建築基準法第 12 条に基づく点検の対象施設（日常から営繕部門が点検している学校園、市営住宅等を除く。）に対して、３年に１回「劣化診断点検シート」に基づき、劣化状況調査を実施します。原則として、建築基準法第 12 条に基づく点検に併せて実施することとします。

・建築基準法第 12 条に基づく点検

営繕部門又は施設所管部門（指定管理者を含む。）は、建築物を３年に１回、建築設備及び昇降機を 1 年に 1 回「加古川市公共建築物 12 条点検実施マニュアル」に沿って、建築基準法第 12 条に基づく点検を実施します。

・その他の法定点検

施設所管部門（指定管理者を含む。）は、各種法定点検（消防法に基づく点検など）を、法に定められた周期、点検内容に基づき実施します。

●不具合箇所等に関する調査

営繕部門は、施設所管部門（指定管理者を含む。）へのヒアリングや現地調査等を実施し、各種点検等によって発見された不具合や、経年劣化が予想される部位等について、計画的な修繕や緊急修繕につなげます。

【点検の実施体制等】

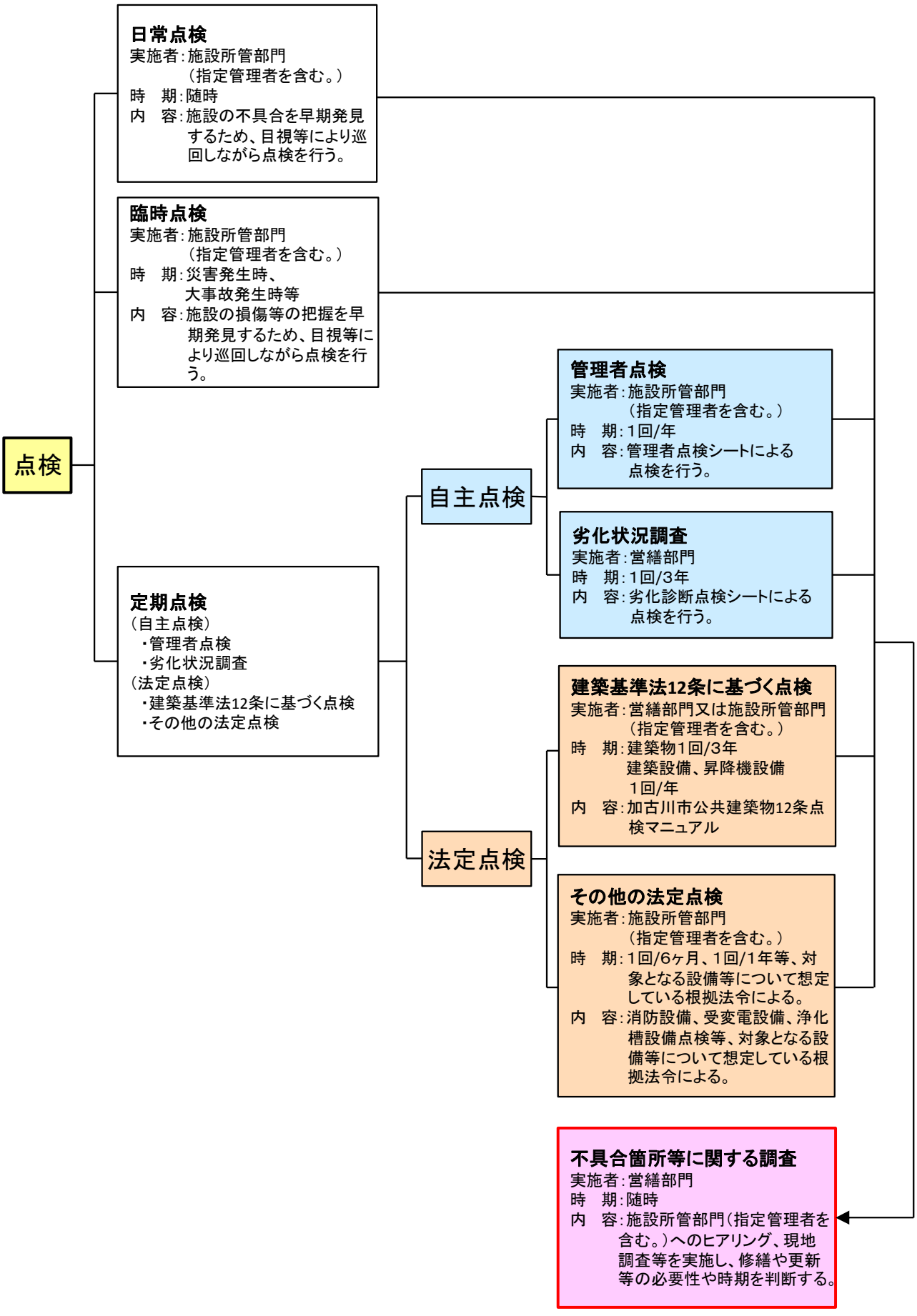
点検
日常点検
実施者：施設所管部門
（指定管理者を含む。）
時　期：随時
内　容：施設の不具合を早期発見するため、目視等により巡回しながら点検を行う。
臨時点検
実施者：施設所管部門
（指定管理者を含む。）
時　期：災害発生時、
大事故発生時等
内　容：施設の損傷等の把握を早期発見するため、目視等により巡回しながら点検を行う。
定期点検
（自主点検）
・管理者点検
・劣化状況調査
（法定点検）
・建築基準法12条に基づく点検
・その他の法定点検
自主点検
管理者点検
実施者：施設所管部門
（指定管理者を含む。）
時　期：1回/年
内　容：管理者点検シートによる点検を行う。
劣化状況調査
実施者：営繕部門
時　期：1回/3年
内　容：劣化診断点検シートによる点検を行う。
法定点検
建築基準法12条に基づく点検
実施者：営繕部門又は施設所管部門
（指定管理者を含む。）
時　期：建築物1回/3年
建築設備、昇降機設備
1回/年
内　容：加古川市公共建築物12条点検マニュアル
その他の法定点検
実施者：施設所管部門
（指定管理者を含む。）
時　期：1回/6ヶ月、1回/1年等、対象となる設備等について想定している根拠法令による。
内　容：消防設備、受変電設備、浄化槽設備点検等、対象となる設備等について想定している根拠法令による。
不具合箇所等に関する調査
実施者：営繕部門
時　期：随時
内　容：施設所管部門（指定管理者を含む。）へのヒアリング、現地調査等を実施し、修繕や更新等の必要性や時期を判断する。

⑤ 削減効果の試算

予防保全などの取組を実施し、公共施設を長寿命化した場合における「更新等に係る経費の削減・平準化の効果」を試算します。

●試算の条件

- 更新に係る経費は、既存の建築物の延べ床面積に更新単価をかけて算出します。
- 建築後 80 年に既存と同じ延べ床面積で建て替えを実施すると仮定します。ただし、構造躯体の状態などから、長寿命化できない建築物が全体の 10%あると見込み、その建築物は建築後 60 年で建て替えを実施すると仮定します。
- 大規模改修の内容を、機能回復に併せて機能向上を図る大規模改修（A）と、機能回復のみを図る大規模改修（B）の２種類に分類します。
- 建築後 80 年で建て替えを実施する建築物は、建築後 20 年と建築後 60 年で中規模修繕、建築後 40 年で大規模改修を実施すると仮定します。
- 建築後 41 年以上 50 年以下の建築物については、大規模改修をさかのぼって実施すると仮定し、その経費を平成 29 年度から平成 38 年度の 10 年間で均等に計上します。
- 修繕に係る経費は、延べ床面積に対し、年額 1,000 円/㎡を計上します。
- 建て替え及び大規模改修（A）の更新単価は、総務省が提供する公共施設等更新費用試算ソフトの設定に準じています。
- 大規模改修（B）は建て替えの 40%、中規模改修は建て替えの 30%の経費を見込みます。

【目標使用年数と大規模改修の内容】

目標使用年数	試算建築物の割合	大規模改修の内容
80 年（機能回復・機能向上）	45%	大規模改修（A）
80 年（機能回復）	45%	大規模改修（B）
60 年	10%	大規模改修（B）

※大規模改修（A）を想定している施設（不特定多数の利用が見込まれる市民文化系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション施設、学校教育施設、子育て支援施設、保健・福祉施設及び複合施設を構成する建築物のうち、1,000 ㎡以上のもの。合計延べ床面積 346,046 ㎡）は、市が保有している建築物の合計延べ床面積（688,458 ㎡）の約半数であることから、目標使用年数 80 年の建築物における大規模改修（A）・（B）の割合を同じに設定しています。

【更新単価】

施設類型	建て替え	大規模改修（A）	大規模改修（B）	中規模修繕
市民文化系施設、社会教育系施設 産業系施設、行政系施設、複合施設	400 千円／㎡	250 千円／㎡	160 千円／㎡	120 千円／㎡
ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設、保健･福祉施設 供給処理施設、その他	360 千円／㎡	200 千円／㎡	144 千円／㎡	108 千円／㎡
学校教育施設、子育て支援施設、公園	330 千円／㎡	170 千円／㎡	132 千円／㎡	99 千円／㎡
市営住宅	280 千円／㎡	170 千円／㎡	112 千円／㎡	84 千円／㎡

※予定価格又は設計価格ベースで積算し、建て替えは解体費を含んでいます。

●試算の結果

長寿命化の取組を行った場合における試算の結果、平成 67 年度までの更新等に係る経費の平均は約 70.6 億円／年となり、60 年で建て替えるとした当初の試算結果の 93.6 億円／年から約 25%の削減を見込むことができます。

しかしながら、長寿命化の取組により、更新等に係る経費の縮減が図れたとしても、加古川市中期財政計画で見込む更新等に係る経費の約 38.8 億円／年とは約 31.8 億円（約 1.8 倍）の乖離があります。

このことから、すべての施設を保持し、長寿命化を進めることは困難であり、維持していく施設と見直しする施設に分類したうえで長寿命化に取り組む必要があることがわかります。維持していく施設や機能に重点的に経費を投入することで、限られた経費の中で市民サービスの維持・向上を目指します。

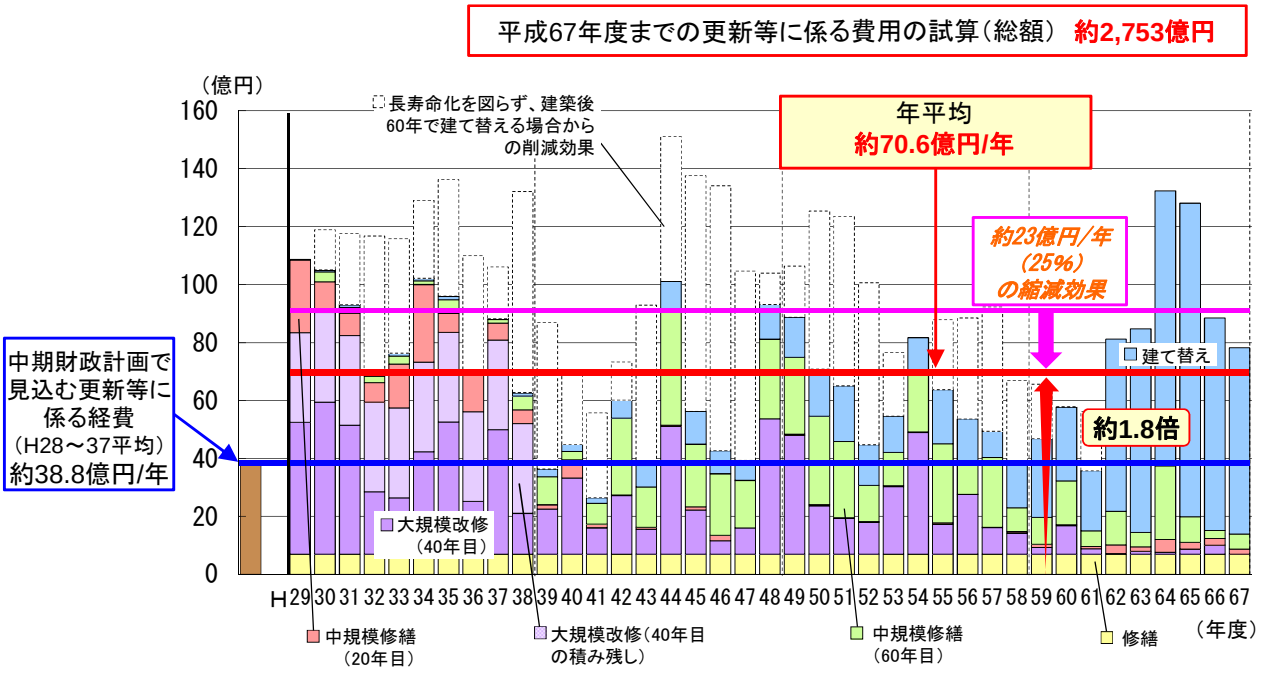

※上下水道施設を除く公共施設約 68. 8 万㎡で試算しています。なお、実際に行われた個別施設の修繕履歴等は考慮していません。

（３）「行政改革」の取組との連携

本市では、人口減少や少子高齢社会の中でも、質の高いサービスを持続的に提供していくための基本方針として、平成２７年３月に「加古川市行政改革大綱」を策定しました。また、「加古川市行政改革大綱」を実現するための具体的な取り組みとして、平成２８年３月に「加古川市行政改革実行プラン」を策定し、各取組を進めているところです。

「加古川市行政改革実行プラン」には、公共施設における「民間活力の活用」を始めとした、公共施設に関する取組が含まれているため、本計画と連携しながら効果的に取組を進めていくこととします。

① 民間活力の活用

Ａ 指定管理者制度

指定管理者制度を積極的に活用し、効果的・効率的な管理運営を行います。

Ｂ ＰＦＩ（プライベイト・ファイナンス・イニシアティブ）

施設の整備等においてはＰＦＩ方式を検討し、民間の事業機会を創出するとともに、低廉かつ良質な公共サービスの提供を目指します。

Ｃ 民間施設の活用

施設を保有するのではなく、商業施設などの民間施設を積極的に活用し、民間事業者の活性化と施設を保有することによるリスクの回避を図ります。

Ｄ 地域の力の活用

施設の維持管理や運営に地元住民が積極的に参加できる機会を創出し、地域と施設の活性化を図ります。

Ｅ 民間委託

施設の点検や更新等を継続的に実施するために、包括的な民間委託などによる民間の技術能力の活用を検討します。

② ライフサイクルコストの削減

Ａ 小売電気事業者等からの電力調達

経費削減のため、小売電気事業者等からの電力調達を検討します。

Ｂ 省エネルギー化

エネルギー効率の高い設備の導入やＬＥＤ化を図るとともに、電気の間引きや事務所内の適正な温度管理など省エネルギー化に努めます。

③ 経営目線での管理運営

Ａ 利用者の増加、利用率の向上に向けた取組

利用者を増加させるためのサービスの向上や施設のＰＲを積極的に行うとともに、時期や時間帯による閑散期などにおける施設や人材の有効活用に取り組みます。

Ｂ 受益者負担の適正化

公共サービス提供における使用料や手数料について、公平性の確保と受益者負担の原則に基づき、見直しを実施します。

④有料広告事業の導入

ネーミングライツの導入が可能な公共施設の選定など、広告掲載が可能な市の資産を更に幅広く活用し、歳入の増加や歳出の削減を図ります。

４　公共施設の総量の削減目標の設定

統廃合・複合化などの取組を推進することで、現在、保有する公共施設の更新等に係る経費、維持管理や事業運営に係る経費などから公共施設の総量の削減必要面積を試算した上で、削減目標を設定します。

●試算の条件

３３ページに掲げるとおり、長寿命化の取組により経費の縮減を図っても、更新等に係る経費の平均は約 70.6 億円／年であり、加古川市中期財政計画で見込む更新等に係る経費の約 38.8 億円／年とは約 31.8 億円の乖離があります。

保有する公共施設の総量が削減されると、更新等に係る経費が削減されるだけでなく、その施設を維持管理するための経費や事業運営に係る経費も縮減されます。削減された維持管理や事業運営に係る経費を、更新等に係る経費に充てることとして以下の条件で試算を行います。

（試算条件）

・公共施設の総量を 1%削減した時に削減できる「更新等の経費」を 0.706 億円とします。…①
・公共施設の総量を 1%削減した時に削減できる「維持管理、事業運営に係る経費」を 0.651 億円とします。…②

（①の内容）

・平成 67 年までの更新等に係る費用の試算額 70.6 億円／年÷100＝0.706 億円

（②の内容）

・維持管理に係る年間経費（修繕費を除く。）約 23.2 億円÷100＝0.232 億円
・事業運営に係る年間経費約 81.8 億円のうち 30%　約 24.5 億円÷100＝0.245 億円

※施設を統合・複合化した場合において、館長等に係る人件費の削減や、効率化によるサービス提供に係る経費の削減などを考慮し、事業運営に係る経費を 30%削減できると仮定します。

・指定管理料　約 17.4 億円÷100＝0.174 億円
・0.232 億円＋0.245 億円＋0.174 億円＝0.651 億円

＜類型別の年間経費＞　（千円）

大分類	維持管理に係る年間経費	事業運営に係る年間経費	指定管理料
市民文化系施設	100,088	154,035	141,981
社会教育系施設	76,824	315,005	16,311
ｽﾎﾟｰﾂ・ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設	117,093	10,257	741,664
産業系施設	81,128	14,750	0
学校教育施設	444,495	69,860	0
子育て支援施設	223,433	1,358,264	0
保健・福祉施設	9,260	438,550	264,133
行政系施設	398,087	4,230,378	0
市営住宅	31,933	41,048	0
公園	22,103	1,900	3,341
供給処理施設	788,603	1,461,244	0
その他	31,609	84,967	85,769
複合施設	0	1,881	491,361
合計	2,324,655	8,182,139	1,744,559

※平成 27 年度に調査した主な施設（170 施設）に係る平成 26 年度の経費を基に作成しています。

●削減必要面積の試算結果

公共施設の削減により生じる更新等に係る経費の削減に加え、施設の削減により不要となる維持管理や事業運営に係る経費など直接的、間接的に削減が可能な経費を試算したところ、加古川市中期財政計画で見込む予算内で施設等を維持管理するためには、保有する公共施設を 23.4%削減する必要があるという結果となりました。

＜総量削減を実施した場合の試算結果＞

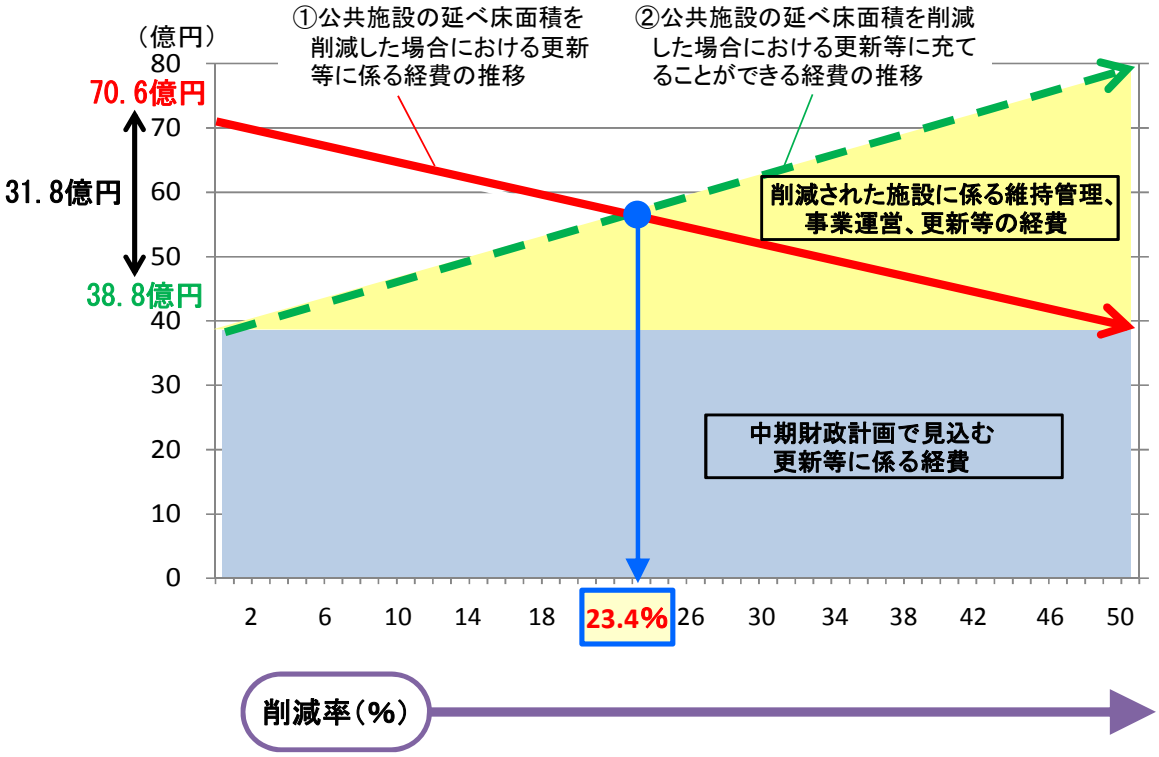

● 削減目標

総務省が提供する公共施設等更新費用試算ソフトによる平成 67 年までの更新費用総額と、中期財政計画で見込む更新等に係る経費に基づく試算では、本市が現在所有する公共施設のうち、23.4%を削減する必要があるという結果になりました。これだけ多くの公共施設を急激に削減することは、市民生活や行政サービスに影響を及ぼす可能性も高く、非常に困難な課題であります。しかしながら、課題を先送りすることはトータルコストを増大させ、次世代へ負担を強いることになるため、早期に解決する必要があります。

このことから、本計画期間（平成29 年度から平成38 年度まで）における公共施設の総量削減目標を設定し取組を進めることとします。

「行政サービスの量」＝「公共施設の量（市民1 人当たりの床面積）」とした考え方から現在の行政サービスを維持するとした場合、総量削減目標は今後 10 年間の人口減少見込み（加古川市人口ビジョン）である 2.2%となりますが、中期財政計画等に基づく削減必要面積の試算結果から考えると十分とは言えません。

そこで、大規模改修の周期である 40 年で 23.4%削減すると仮定した場合における 10 年間分（4 分の 1）に相当する 6.0%を平成 38 年までの総量削減目標とします。

【公共施設の総量削減目標】

平成 38 年度までに 延べ床面積　6.0%（約　4.1 万㎡）削減

そして、人口動態や財政状況等の市を取り巻く社会経済情勢の変化などを踏まえ、10 年ごとのローリングの中で削減目標の見直しを行うことで、適正な床面積の総量管理を行います。

総量の削減にあたっては、本当に必要とされている行政サービスは何かを見極め、必要な行政サービスは可能な限り維持・向上させながら、統廃合や複合化に取り組みます。また、市民ニーズの高まりなどから新たに公共施設を整備する場合においても、総量の削減目標の範囲内で実施することとします。

併せて、行財政改革を推進し、行政コストの削減や歳入の確保に取り組み、床面積は減少しても、機能アップに努め、行政サービスの維持・向上に努めるとともに、不要と判断した公共施設や土地については、貸付・売却を行い、財源の確保を図ります。

加えて、公共施設等の将来の更新等に係る経費に充てるための財源として積み立てている公共施設等整備基金を活用することで、総量の削減が実現するまでの経費や、更新が集中する時期の財源不足を補います。

５　マネジメント推進のための体制

限られた財源を有効に活用し、市民ニーズに合った質の高い行政サービスを継続的に提供するために、営繕部門、施設所管部門、政策部門、財政部門が綿密に連携しながら公共施設のマネジメントに取り組みます。

また、全庁的な視点に立ち、マネジメントを推進するため、「加古川市行政改革実行プラン」の取組の一つとし、加古川市行財政改革推進本部*1（以下「本部会議」という。）及び加古川市行財政改革推進本部専門委員会*2（以下「専門委員会」という。）において進行管理を行います。

統廃合・複合化の取組は、政策部門が主体となり、施設所管部門、財政部門の協力のもと、市民ニーズ等も踏まえ、類型別やエリア別に見直しが必要な施設の検討結果をまとめた「再編計画（案）」を作成し、本部会議及び専門委員会へ諮り、「再編計画」を策定します。そして、「再編計画」に基づく統廃合・複合化の実行にあたっては、施設所管部門が主体となり、政策部門の協力のもと、地元住民などを始めとした利用者等への説明など、調整を行いながら進めます。

次に、長寿命化の取組は、営繕部門が主体となり更新等が必要な施設の抽出や保全の順序、経費などを積算した「長寿命化計画（案）」を作成し、本部会議及び専門委員会において「再編計画」と併せて財政部門との調整を図り、「長寿命化計画」を策定します。

さらに、行政改革の取組との連携については、施設所管部門と政策部門が連携・調整しながら取り組むこととし、各取組の進捗管理については本部会議及び専門委員会に諮り、確実に進めます。

また、営繕部門や施設所管部門が各々で保有している公共施設の基本情報や点検結果、工事履歴などを一元的に集約管理し、公共施設のマネジメントや維持管理に役立てるためのデータベースの構築を検討します。

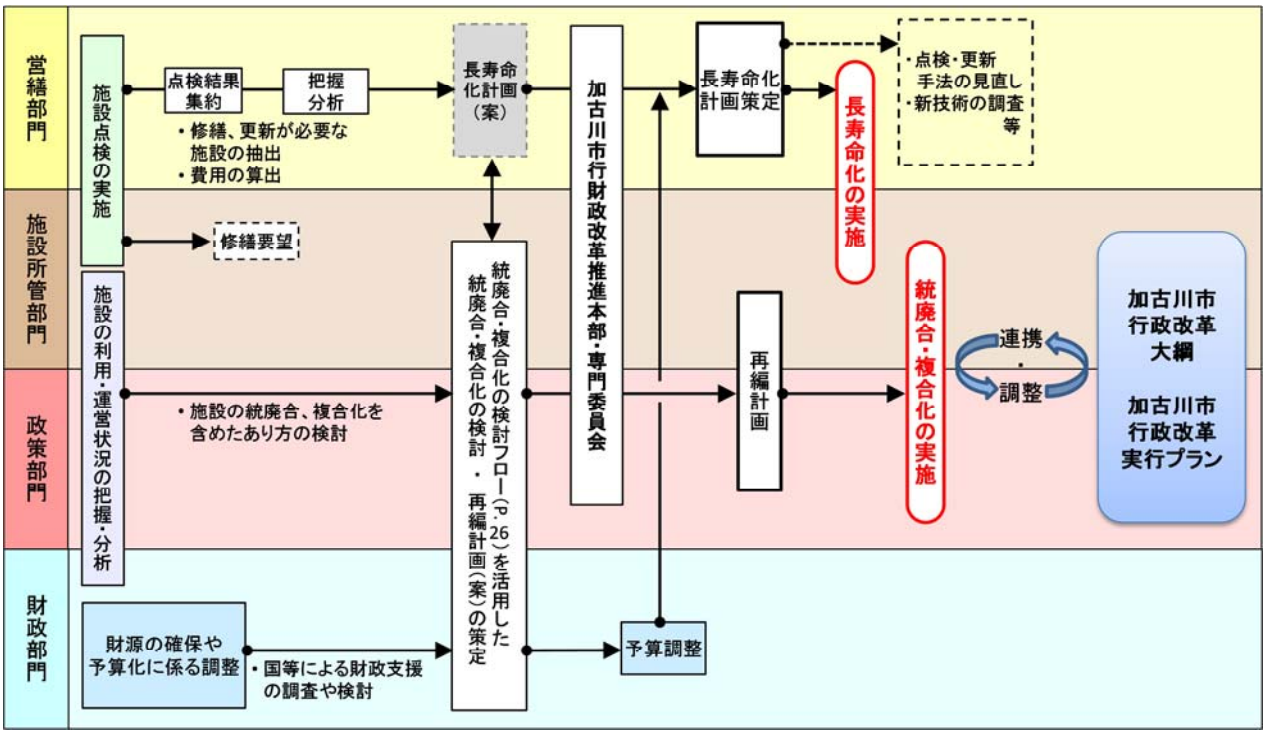

＊1 加古川市行財政改革推進本部：市長を本部長、副市長、教育長及び上下水道事業管理者を副本部長、各部等の長を本部員として、行財政改革に係る重要事項に関することなどを所掌する組織。

＊2 加古川市行財政改革推進本部専門委員会：各部等の次長を委員として、行財政改革の実施案の作成や進行管理などに関することを所掌する組織。

第４章　インフラ資産におけるマネジメントの方針

１　基本方針

公共施設（建築物）については、「統廃合・複合化」により総量を削減し更新等に係る経費を抑制することは可能ですが、インフラ資産は、市民生活や経済活動の基盤となる役割を担っていることから、廃止等による総量の削減を行うことは困難です。そこで、計画的かつ効率的な点検や更新を実施し、安全性を確保しつつ機能の維持を図るとともに、長寿命化による経費の削減と平準化を図ります。

本市では、「加古川市舗装修繕計画」、「加古川市橋梁長寿命化修繕計画」、「加古川市水道ビジョン 2018」、「加古川市下水道ビジョン」など、各インフラ資産に関する個別計画を策定し、効率的な更新による長寿命化に取り組んでいます。

これらの個別計画の内容を確実に実施することで、インフラ資産におけるマネジメントを推進します。

２　具体的な取組内容

（１）道路に関する取組

本市では、平成 27 年２月に「加古川市舗装修繕計画」を策定し、日常点検や道路パトロールにより危険箇所の早期発見に努め、効率的かつ適正な舗装の維持管理を実施しています。

【加古川市舗装修繕計画の主な内容】

① 道路利用者に対し、安全で快適なサービスの提供を目指します。
② 交通量、利用頻度、アクセス路線を考慮して優先順位を付けます。
③ 安全性の視点、防災性の視点により重要度を評価します。
④ 計画的な維持管理の実施により、コスト縮減、平準化を図ります。
⑤ 調査結果、補修履歴のデータを蓄積し、有効活用します。
⑥ PDCA サイクルにより、適宜「修繕計画」の改善・見直しを行います。
⑦ 新たなデータや指標により継続的な運用を図ります。

（２）橋梁に関する取組

本市では、平成 25 年 11 月に「加古川市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、橋梁の安全性を確保するとともに、長寿命化や維持管理の効率化によるライフサイクルコストの抑制に取り組んできました。引き続き「加古川市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、安全で快適な地域交通の実現に向けた取組を推進します。

【加古川市橋梁長寿命化修繕計画の主な内容】

①橋梁点検を着実に実施します。
②深刻な損傷が発見された場合には、速やかに必要な緊急対策を実施します。
③計画的な補修対策を実施します。
④データベース整備によって施設管理データを有効活用します。

⑤PDCA サイクルにより、適宜「長寿命化修繕計画」を見直します。
⑥新たな知見を踏まえた継続的な改善を図ります。

（３）上水道に関する取組

本市では、平成 21 年３月に「加古川市水道ビジョン 2018」を策定し、お客様サービスの向上に努めるとともに、上水道管や各施設の計画的な更新等を実施し、災害対策の充実や耐震化に取り組んでいます。また、平成 29 年度に新たな水道ビジョンを策定し、更なる取組を進めていきます。

【加古川市水道ビジョン 2018 の主な内容】
①安全で良質な水道水の供給を行います。
②いつでも安定して供給できる水道を目指します。
③危機に強い水道の構築を目指します。
④水道事業の経営基盤の強化を図ります。
⑤お客様サービスの向上を目指します。
⑥環境保全・省エネルギー対策を推進する水道を目指します。

（４）下水道に関する取組

本市では、平成 27 年４月に「加古川市下水道ビジョン」を策定し、地方公営企業法の適用や水道局との組織統合により事務等の効率化を図るとともに、下水道管や各施設の長寿命化や耐震化に取り組んでいます。引き続き、「加古川市下水道ビジョン」に基づき、安全で快適な暮らしを支える下水道の事業運営に取り組みます。

【加古川市下水道ビジョンの主な内容】
①生活排水処理率の向上を図ります。
②良質な水環境を確保します。
③災害に強い下水道を構築します。
④下水道施設の老朽化対策を推進します。
⑤下水道事業の経営基盤を強化します。
⑥社会情勢の変化に的確に対応できる事業経営を目指します。
⑦親しまれる下水道事業を目指します。

第５章　施設類型別における公共施設の方針

８ページに掲げる施設類型（大分類）別に、主な施設の「現状」と「方針」を示します。

（１）市民文化系施設

小分類		施設例
１	公民館	公民館
２	公民館以外の集会施設	国際交流センター、勤労会館、青少年女性センター、地区公民館
３	文化施設	市民会館、人権文化センター

現状

- 公民館 12 館のうち５館は市民センターとの併設施設になっています。
- 約半数の公民館は、建築後 30 年以上が経過しています。
- 尾上公民館、別府公民館、農村環境改善センター、ウォーキングセンター、しろやま農業研修センター、地域産業振興センター、市民会館は、指定管理者による管理運営を行っています。
- 公民館以外の集会施設のうち、自治集会所や地区公民館の一部は、地元に移管しています。
- 市民会館は、平成 25、26 年度に耐震改修を実施しました。

方針

- 稼働率の低い貸室や会議室については、他の行政機能との複合化を検討します。
- 施設を有効に活用するため、開館日や開館時間、設置目的等について見直しを図ります。
- 指定管理者制度など効率的な運営について検討を進めます。
- 地元密着型の集会施設は、地域のコミュニティ施設として地元への移管を検討します。

（２）社会教育系施設

小分類		施設例
４	図書館	中央図書館、加古川図書館
５	博物館・その他の社会教育施設	松風ギャラリー、少年自然の家

現状

- 図書館は、加古川図書館と中央図書館の２館のほか、複合施設であるウェルネスパーク図書館、海洋文化センター図書室があります。
- 加古川図書館は昭和 10 年に建設された建物であり、建築後 80 年以上が経過し、老朽化していますが、県の景観形成重要建造物に指定されています。
- 松風ギャラリーは、指定管理者による管理運営を行っています。
- 少年自然の家は、宿泊棟が建築後 40 年を超え、老朽化が進んでいます。

方針

- 施設の老朽化状況や市民ニーズ、利用状況等を考慮し、統廃合・複合化を検討します。
- 指定管理者制度など効率的な運営について検討を進めます。

（３）ｽﾎﾟｰﾂ･ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設

小分類		施設例
６	ｽﾎﾟｰﾂ施設	体育館、市民プール、野球場、陸上競技場、武道館、漕艇センター
７	ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ施設・観光施設	いずみプラザ、みとろフルーツパーク

現状

- スポーツ施設は市全域からの利用がある施設で、市北部に多く設置されています。
- スポーツ施設の多くは指定管理者による管理運営となっており、利用者の支払う利用料金等を管理運営に係る経費の一部としています。
- スポーツ施設では、各種大会やスクール等を実施しており、利用者数も多くなっています。
- 日岡山体育館、志方体育館、日岡山市民プール、平荘湖アクア交流館、日岡山公園野球場は、建築後 30 年以上経過しています。

方針

- 指定管理者制度を活用しながら、効果的・効率的に運営を行います。
- 利用料金制により指定管理者のインセンティブを高めることで、サービスの質や量の向上に繋げます。
- 利用状況や民間施設が提供する機能との重複等を踏まえ、統廃合や民間移管について検討します。

（４）産業系施設

小分類		施設例
８	公設市場	公設地方卸売市場
９	その他産業系施設	内水面漁業振興センター、農業機械格納庫

現状

- 公設地方卸売市場は、建築後 30 年を超える建築物が約半数を占めており、老朽化が進んでいます。

方針

- 公設地方卸売市場については、流通経路や需要の変化を十分に考慮しながら、施設の適正規模を検討し、老朽化への対応や民営化を含めた運営形態の見直しを進めます。

（５）学校教育施設

小分類		施設例
10	学校	小学校、中学校、養護学校
11	その他教育施設	学校給食センター、少年愛護センター

現状

・全体的に老朽化が進んでおり、校舎、体育館等の約 36%は、建築後 40 年を超えています。
・平成 26 年度末をもって、小・中学校の躯体の耐震化が完了しています。また、平成２７年度末には、吊り天井等の落下防止対策が完了しています。
・地域によっては、少子化の進行により余裕教室を抱える小・中学校が出てくる可能性があります。
・平成 32 年度までに学校施設を対象とした長寿命化計画を策定するよう、文部科学省から要請されています。
・放課後や休日に、小中学校の運動場や体育館等を開放しています。

方針

・児童、生徒数や学級数が減少している学校のあり方については、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引（平成 27 年１月文部科学省作成）」等の趣旨を踏まえながら総合的に検討します。
・建築物の老朽化状況や児童、生徒数の動向を見極めながら、平成 32 年度までに、学校を対象とした長寿命化計画を策定します。
・教育活動の支障とならない範囲で、市民活動の場としての有効活用を検討します。

（６）子育て支援施設

小分類		施設例
12	幼保・こども園	保育所、幼稚園
13	幼児・児童施設	児童クラブ

現状

・建築後 30 年以上経過した建築物が約半数を占めています。
・子育て支援施設は、幼稚園、保育所など、比較的小規模な施設です。
・保育所を対象に行った劣化状況調査では、おおむね良好な状態にある建築物が多いと言えます。

方針

・子どもの安全に配慮し、危険個所への早期対応を行います。
・幼稚園、保育所については「加古川市立幼稚園及び保育園の認定こども園化推進方針」に基づき、認定こども園化を推進します。

（７）保健・福祉施設

小分類		施設例
14	福祉施設	こども療育センター、総合福祉会館、つつじ園、知的障害者総合支援センター
15	保健施設	夜間急病センター、歯科保健センター

現状

・市内全域からの利用はもとより、市外居住者の利用もある施設が多くあります。
・総合福祉会館は平成 28 年度から平成 29 年度にかけて大規模改修を実施します。
・つつじ園、知的障害者総合支援センター、夜間急病センターは指定管理者による管理運営となっています。
・夜間急病センターは２市２町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）による広域で運営しています。

方針

・指定管理者制度を活用しながら、効果的・効率的な維持管理に努めます。
・知的障害者総合支援センターは民間事業者への移管に向けて調整します。

（８）行政系施設

小分類		施設例
16	庁舎等	市役所、環境美化センター
17	市民センター等	市民センター
18	消防施設	消防署、消防分署、ポンプ車車庫
19	防災施設	防災センター、備蓄倉庫
20	その他行政系施設	環境監視センター、測定局、日岡山公園育苗作業所

現状

・建築後 30 年以上経過した建築物が約半数を占めています。
・市役所（庁舎）をはじめ、行政サービスの拠点施設であるため、大規模改修時には、市民生活等への影響があります。
・複雑多様化する行政ニーズに対応するため、新たな事務所スペースの確保が必要となっています。
・市民センター等は市内に 10 施設が設置されており、そのうち５か所は公民館との併設施設です。また、加古川市民センター及び東加古川市民総合サービスプラザは、商業施設を賃借しています。

方針

・施設の維持管理や運営の効率化のために、点検業務や清掃業務の包括委託などを検討します。
・市役所や消防署などは防災の拠点となることから、災害時にも機能を維持できるよう適切な維持管理に努めます。
・事務所スペースを確保するため、市役所周辺施設の再編や稼働率の低い貸室や会議室の活用を検討します。
・市民センター等は、市民の利便性を踏まえ、統合再編や民間の集客施設に窓口機能を置くことや機能の見直しについて検討します。

（９）市営住宅

小分類		施設例
21	市営住宅	市営住宅

現状

・建築後 40 年以上経過した建築物が約半数を占めています。
・市営住宅全体の空き家率は、平成 23 年度が約９％であったのに対し、平成 27 年度は約 20％と増加しています。

方針

・人口減少などに伴う空き住戸の増加傾向を踏まえながら、必要な供給量などを検討します。
・建築後 40 年以上経過している建築物が約半数を占めていることから、点検を強化するとともに、適宜、必要な修繕を行います。

（10）公園

小分類		施設例
22	公園附属施設	管理事務所、便所、観察小屋、倉庫

現状

・公園附属施設は、公園に付随する管理棟、便所、倉庫などの小規模な施設です。

方針

・倉庫、便所など、職員が常駐しない施設についても定期的に巡回や点検を実施し、不具合等があれば適切に修繕することで、利用者の安全と快適性を確保します。

（11）供給処理施設

小分類		施設例
23	供給処理施設	新クリーンセンター、リサイクルセンター、尾上処理工場

現状

・市民が直接利用することが少ない施設ですが、市民生活を支える上で重要な施設です。
・平成 34 年度には２市２町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）による広域ごみ処理施設が整備される予定です。

方針

・２市２町（加古川市、高砂市、稲美町、播磨町）による広域ごみ処理施設の稼働に合わせて、新クリーンセンターを解体、撤去します。
・管理運営業務の委託化など、更なる業務の効率化を図ります。

(12) その他

小分類		施設例
24	斎場・墓園	斎場、日光山墓園
25	駐車場	市営駐車場
26	その他	旧水道庁舎、公衆便所、放置自転車保管所
27	普通財産	旧加古川東市民病院、旧加古川西市民病院、旧加古川総合保健センター

現状

・斎場、市営駐車場は指定管理者による管理運営となっています。
・旧保健センター、旧看護学校など、今後の利用方法が決定していない建築物があります。

方針

・指定管理者制度を活用しながら、効果的・効率的な管理運営に努めます。
・閉館した施設などの土地建物については、貸付、売却も含めて民間活力の活用を検討します。
・旧加古川東市民病院跡地は、消防署、公民館、子育て支援施設を複合的に整備します。

(13) 複合施設

小分類		施設例
28	複合施設	ウェルネスパーク、総合文化センター、海洋文化センター

現状

・全て指定管理者による管理運営となっています。
・複合施設は、スポーツ施設、図書館（室）、音楽ホールなど、用途の異なる機能が一体となっています。
・市内全域からの利用はもとより、市外居住者の利用もある大規模施設です。
・ウェルネスパークは、ESCO 事業により、平成 26 年度に設備等を更新しました。
・総合文化センターは、建築後 30 年以上が経過しています。

方針

・指定管理者制度を活用しながら、効果的・効率的な維持管理を行います。
・本市の文化・レクリエーションの拠点エリアにある施設として、都市の魅力創出につながる機能配置について検討します。